

内閣府 令和 4 年度子ども・子育て支援調査研究事業

幼児教育・保育の無償化の効果等の把握に関する
調査研究

報 告 書

令和 5 年 3 月

株式会社 日本総合研究所

幼児教育・保育の無償化の効果等の把握に関する調査研究

要 旨

目的

国の実施している幼児教育・保育の無償化の政策効果および課題について多角的に調査・分析を行うことを目的とする。

調査の方法・進め方

本調査研究では以下の内容を実施した。

(1) 委員会の設置・運営

- ・ 有識者、実務者、自治体職員からなる検討委員会を設置し、4 回開催した。
- ・ 委員会は、本調査研究における実施手法・進め方、各種検討における視点・要点、分析・検討の方向性、今後に向けた検討・取りまとめ等について助言を得ることを目的として設置し、運営を行った。

(2) 調査仮説・検証の視点の設定

- ・ 令和3年度調査の結果等を踏まえ、自治体調査で明らかにしたい点等、調査における仮説・検討の視点を設定し、調査設計、実査、分析を推進した。

(3) 自治体アンケート調査

- ・ 無償化の効果を検証するために、都道府県、市区町村に対するアンケート調査を実施した。無償化の効果認識等に加え、無償化に関連する自治体の独自施策等について把握できるように設計し、調査を行った。

(4) 自治体ヒアリング調査

- ・ 無償化に関連する施策、子ども・子育て支援関連で特徴的あるいは充実した取組を行う自治体を対象に具体的な取組や取組経緯、その効果等を把握する目的でヒアリング調査を実施した。

(5) マクロデータからの検討

- ・ 無償化の効果についてアンケート調査等以外からの効果の把握可能性を検討するため、無償化の影響があると想定されるデータの抽出、傾向確認を実施した。

(6) 無償化の効果および課題にかかる検討

- ・ (2)～(5)の各調査結果を踏まえ、無償化の政策効果および今後に向けた課題について検討した。事務局での検討作業、委員会での議論等を踏まえた効果、課題の整理を行った。

(7) 取りまとめ

- ・ (2)～(6)の調査、検討結果について報告書として取りまとめた。報告書については株式会社日本総合研究所ウェブサイトで公表する。

自治体調査からの示唆

自治体に対して実施したアンケート調査およびヒアリング調査から得られた示唆は以下の通り。

（アンケート調査からの示唆）

- ・ 無償化に関して、自治体の評価は総じて高い。
- ・ 何らかの独自施策を行っている自治体は多く、国の無償化が独自施策の拡充等に影響を及ぼしている可能性が想定される。
- ・ 自治体の認識として保護者・家庭における負担軽減につながっているとの認識が大きく、無償化による保護者・家庭への好影響があると考えられる。
- ・ 無償化以外にも、自治体は、「教諭・保育士のスキルアップ」など、保育の質の向上の取組を実施している。

（ヒアリング調査からの示唆）

- ・ 国の無償化が、従来から負担軽減施策を行っていた自治体の施策の拡充（対象者の拡大、補助額の上乗せなど）、負担軽減策を実施していなかった自治体の独自施策の推進につながっている面がある。
- ・ 各自治体は、多子要件や所得要件の拡大などの要件の設定に当たって、国の無償化の条件や対象範囲、優先順位に準じる形で設計するなど、国の制度が、各自治体の制度設計の参考になっている。参考にしつつ、浮いた財源の範囲での要件設定を行うなどしており、国の無償化の条件が、自治体の制度設計にも影響を与えていることがわかる。
- ・ 出生数の増加や移住の増加といった効果がみられた自治体は限定的であった。人口や子どもの数が増えている自治体は無償化関連施策以外にも、総合的にまちの魅力向上に関する施策を行っている。従来から無償化施策を行っていた自治体にとっては、確保できた予算で施策を充実させる、対象を拡大するなどの変化があり、一定の効果が認められる。また、ヒアリング対象自治体の多くは就園率の高まりを指摘しており、幼児教育・保育を必要とする家庭、児童が受けたいサービスを受けられる環境整備につながったと考えられる。
- ・ 無償化は家庭の経済負担を削減しているものの、施設や自治体にとっては給付関連事務の増加という負担を増大させていることがわかっており、事務的な負担の低減等の対応も求められる。
- ・ また、施策の実施から年月が経ち、無償化のメリットや効果が住民に理解されていないケースがあるという指摘もあり、無償化のメリットや重要性をこれまで以上に丁寧にPRしていくことも重要と考えられる。
- ・ 質の向上に関する施策のなかでも、費用が多くかかる施策（保育士の配置改善や処遇改善等）については、多くの自治体が認識しつつも、その取組みに限界があり、財源的な課題等で実施できていないケースがみられる。国による関与、支援が期待されている。

まとめ

調査結果等を踏まえ、以下のように考察・課題を整理した。

<考察>

(幼児教育・保育の無償化に関する評価)

- ・ 国の無償化は自治体、保護者、施設からおおむね肯定的に受け入れられている

(人格形成の基礎や義務教育の基礎を培うことへの影響)

- ・ 無償化は幼児教育・保育を受ける機会の拡充につながっている
- ・ 幼児教育・保育の質向上に多面的に貢献している面がみられる

(少子化対策としての効果・影響)

- ・ 直接的な効果は把握できないものの、今後影響を及ぼす可能性について確認できる

(その他の影響)

- ・ 国の無償化による自治体独自施策への波及効果がみられる

<今後検討を要する課題>

- 無償化の狙いやより具体的な実施策等の適切な周知も重要と考えられる
- 事務負担の軽減に関する検討が期待される
- 継続的に無償化の効果を検証する仕組みを検討することも考慮すべき

幼児教育・保育の無償化の効果等の把握に関する調査研究 報告書

【目次】

第1章 本調査研究の概要	4
1. 調査研究の背景・目的	4
2. 調査の方法・進め方	5
(1) 委員会の設置・運営	6
(2) 調査仮説・検証の視点の設定	7
(3) 自治体アンケート調査	7
(4) 自治体ヒアリング調査	7
(5) マクロデータからの検討	7
(6) 無償化の効果および課題にかかる検討	7
(7) 報告取りまとめ	7
第2章 自治体アンケート調査	8
1. アンケート調査の概要	8
2. アンケート調査結果	10
(1) 基礎情報	10
(2) 無償化前後の施設・サービス利用状況	10
(3) 幼児教育・保育の無償化の影響に関する認識	31
(4) 保護者の変化	35
3. アンケート調査結果の整理	36
(1) 主な調査結果	36
(2) 調査結果からの示唆	36
第3章 自治体ヒアリング調査	37
1. ヒアリング調査の概要	37
(1) 無償化に関する施策の内容、施策実施の背景・経緯	40
(2) 無償化施策の対象範囲、減免・補助する金額とその設定に関する考え	45
(3) 施策の効果	47
(4) 施策の実施に関する課題、対処方針	49
(5) 幼児教育・保育の質向上に関連する施策	51
2. ヒアリング調査結果の整理	56
(1) 主な調査結果	56
(2) 調査結果からの示唆	58
第4章 マクロデータからの検討	59
1. データ精査・分析概要	59
2. 分析結果を踏まえた課題提起	67
第5章 まとめ	68
1. 各調査結果の整理・まとめ	68
2. 令和3年度調査の主な結果	69
3. 調査結果を踏まえた幼児教育・無償化の効果に関する考察	70
(1) 幼児教育・保育の無償化に関する評価	70
(2) 人格形成の基礎や義務教育の基礎を培うことへの影響	70
(3) 少子化対策としての影響	71

(4) その他の影響	72
4. 今後の課題、検討すべき事項	73
参考資料 1 アンケート調査票	74
参考資料 2 ヒアリング結果(自治体別)	90

第1章 本調査研究の概要

1. 調査研究の背景・目的

令和元年 10 月から「幼児教育・保育の無償化」(以下、無償化)が実施されている。これは①子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るといった少子化対策、②生涯にわたる人格形成の基礎やその後の義務教育の基礎を培う幼児教育・保育の重要性の観点から実施されている。無償化の実施から 2 年以上経過したところであり、無償化の政策効果について、把握が必要となっている。

無償化の政策効果に関しては、令和 3 年度子ども・子育て支援調査研究事業において、保護者向けのアンケート調査および幼児教育・保育施設向けのアンケート調査が実施されており、一定の効果が示唆されたところである。

アンケート調査から、保護者の 8 割程度が無償化について肯定的に評価していること、8 割近くが保育施設等に通わせやすくなったと考えていること、家計に余裕が出たと感じている割合が 4 割程度であること、新たに子をもうけたいという意識を持つ保護者もある程度みられたことなどが確認できている。また、施設調査においては、4 割程度が無償化に肯定的な考えを持っていること、保護者・家庭の負担軽減につながっていると考える割合が 7 割程度あることが確認できおり、無償化についてはおおむね肯定的な評価が多く、一定の成果があることが示唆された。

本年度調査においては、令和 3 年度調査の結果も踏まえ、さらなる調査検討を実施し、無償化の政策効果および課題について多角的に調査・分析を行うことを目的とする。

過年度調査においては、保護者および保育施設等へのアンケート調査による検証が行われているが、本年度調査では、これらの結果も踏まえ、定性・定量の両面から分析・検討が可能となるよう、自治体向けのアンケート調査、ヒアリング調査、国等有する定量データ分析の実施を想定している。

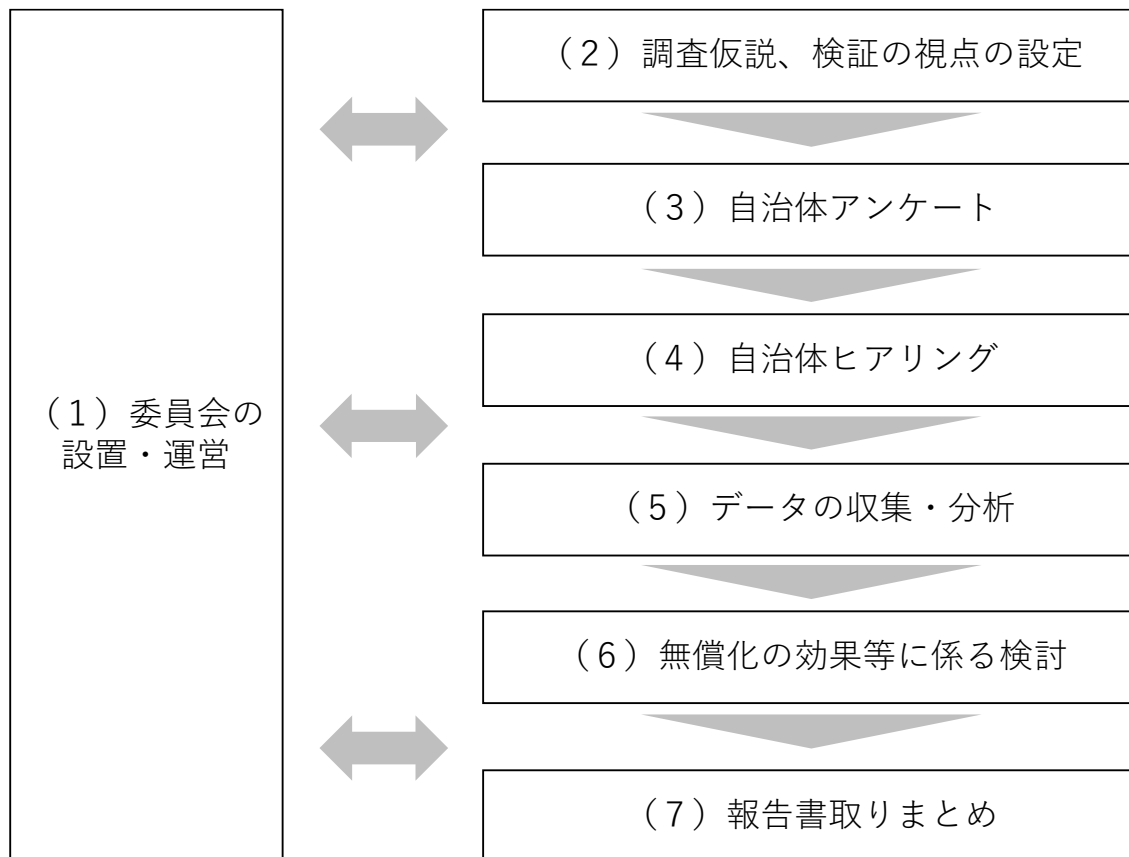
自治体向けのアンケート調査を実施することで、保護者や施設向け調査で得られた結果におけるそれぞれの認識(施設利用の変化等)について客観的な状況を把握するとともに、自治体における利用状況等の変化を具体的に把握する。さらに、国が実施する無償化に加えて独自に追加施策を実施している自治体があることを踏まえ、それらの取組内容等についても把握する。自治体において 0～2 歳児の無償化や給食費の補助等の独自の施策が展開されている場合、これらの自治体にヒアリング調査を実施することで、より広範な施策を展開した場合の効果についても把握する。

また、国等有するデータ分析を通じて、アンケートで得られた結果について客観データからその内容について検証を行い、無償化の政策効果について検討する。

2. 調査の方法・進め方

本調査研究は以下の実施事項・進め方にて検討・整理を進めた。それぞれの概要については次頁以降に示す。

図表 1 本調査研究の実施事項・進め方



(1) 委員会の設置・運営

有識者、実務者、自治体職員からなる検討委員会を設置し、4回開催した。

委員会は、本調査研究における実施手法・進め方、各種検討における視点・要点、分析・検討の方向性、今後に向けた検討・取りまとめ等について助言を得ることを目的として設置し、運営を行った。

図表 2 委員会開催概要

回	実施日	議題
第1回	2022年12月 (書面開催)	・ アンケート調査の設計・集計方法、ヒアリング調査の実施方針の検討
第2回	2023年1月31日	・ 自治体アンケート調査結果(中間集計)の共有・検討 ・ ヒアリングの実施方針 ・ マクロデータ分析状況の共有
第3回	2023年2月28日	・ 自治体向けアンケート調査結果の報告 ・ ヒアリングの実施状況
第4回	2023年3月24日	・ 報告書案の確認・検討

図表 3 検討委員会委員(50音順・敬称略)

氏名	所属先・役職名
北野 久美	社会福祉法人愛育会 認定こども園 あけぼの愛育保育園 園長
小崎 恭弘	大阪教育大学 健康安全教育系 教育学部 教員養成課程家政教育部門 教授
清水 雅美	港区 子ども家庭支援部保育政策課 課長補佐 保育政策係長
野澤 祥子	東京大学大学院 教育学研究科附属発達保育実践政策学センター 准教授
増田 晴美	富士市 福祉こども部 保育幼稚園課長
(オブザーバー) 池本 美香	株式会社日本総合研究所 調査部 上席主任研究員

(オブザーバー)内閣府子ども・子育て本部

(2) 調査仮説・検証の視点の設定

令和 3 年度の調査結果等を踏まえ、自治体調査で明らかにしたい点等、調査における仮説・検討の視点を設定し、調査設計、実査、分析を推進した。

(3) 自治体アンケート調査

無償化の効果を検証するために、都道府県、市区町村に対するアンケート調査を実施した。無償化の効果認識等に加え、無償化に関連する自治体の独自施策等について把握できるように設計し、調査を行った。

(4) 自治体ヒアリング調査

無償化に関連する施策、子ども・子育て支援関連で特徴的あるいは充実した取組を行う自治体を対象に具体的な取組や取組経緯、その効果等を把握する目的でヒアリング調査を実施した。

(5) マクロデータからの検討

無償化の効果についてアンケート調査等以外からの効果の把握可能性を検討するため、無償化の影響があると想定されるデータの抽出、傾向確認を実施した。

(6) 無償化の効果および課題にかかる検討

(2)～(5)の各調査結果を踏まえ、無償化の政策効果および今後に向けた課題について検討を行った。事務局での検討作業、委員会での議論等を踏まえた効果、課題の整理を行った。

(7) 報告取りまとめ

(2)～(6)の調査、検討結果について報告書として取りまとめた。報告書については株式会社日本総合研究所ウェブサイトで公表する。

第2章 自治体アンケート調査

1. アンケート調査の概要

自治体アンケート調査の概要は以下の通り。

図表 4 自治体アンケート調査概要

調査名	自治体アンケート調査
調査目的	1. 基礎情報把握 分析に用いる自治体属性情報の取得 2. 無償化前後の施設・サービス利用状況把握 施設利用希望者数の変化、制度利用者数等 3. 自治体独自の追加施策（地方単独事業）の実施状況・内容把握 4. 幼児教育・保育の無償化の影響の把握 無償化施策への評価、課題、事務負担の変化、保護者への影響等について確認
調査地域	全国
調査対象	都道府県、指定都市、中核市、特別区、その他一般の市町村
回答者数	1,103 自治体/1,741 自治体（回収率：63.3%）
設問数	26 問
調査手法	電子メールによる調査依頼、インターネット上での回収
実施期間	令和 5 年 1 月 12 日（木）～令和 5 年 2 月 7 日（火）

図表 5 主な調査項目

大項目	主な調査項目
基本属性	○自治体種別 ○部署名
無償化前後の施設・サービス利用状況	○利用希望者数の変化 ○制度利用者の数
自治体独自の追加施策の実施状況	○独自施策の有無、内容 ○独自施策の対象条件
幼児教育・保育の無償化による影響、評価	○利用動向の変化 ○無償化施策への評価 ○無償化施策に関連する課題
保護者の変化	○幼児教育・保育に関する相談件数の変化 ○各家庭への影響

2. アンケート調査結果

(1) 基礎情報

回答施設の内訳は以下の通り。都道府県 38/47、指定都市 16/20、中核市 49/62、その他 1,000 自治体であった。

図表 6 貴自治体について(自治体の規模)

	回答	割合
1	都道府県	3.45%
2	指定都市	1.45%
3	中核市	4.44%
4	市町村（上記以外）	90.66%

N=1103

(2) 無償化前後の施設・サービス利用状況

無償化の影響による変化については、いずれの年齢においても、「希望者は横ばい」が半数近くを占めるが、1 歳児以上では、3 割近くが「増加した」と回答している。

図表 7 無償化の影響による変化

	回答	0歳児	1~2歳児	3~5歳児
1	希望者は増加した	10.65%	11.30%	11.20%
2	希望者はやや増加した	14.44%	16.11%	16.85%
3	希望者は横ばい	45.46%	43.80%	44.07%
4	希望者はやや減少した	2.04%	2.04%	2.87%
5	希望者は減少した	1.02%	0.93%	1.48%
6	わからない	26.39%	25.83%	23.52%

N=1080

自治体の規模別にみた場合、都道府県で「わからない」が多く、中核市、その他自治体が政令市よりも「希望者が増加した」と回答している割合がわずかに高い。

図表 8 無償化の影響による変化(自治体の規模別)

	都道府県	政令市	中核市	その他	全体
1 希望者は増加した	5.3%	0.0%	12.2%	10.7%	10.6%
2 希望者はやや増加した	0.0%	18.8%	14.3%	14.6%	14.5%
3 希望者は横ばい	10.5%	43.8%	32.7%	46.4%	45.6%
4 希望者はやや減少した	2.6%	0.0%	2.0%	2.0%	2.0%
5 希望者は減少した	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%	1.0%
6 わからない	81.6%	31.3%	30.6%	23.4%	24.2%
空欄等	0.0%	6.3%	8.2%	1.8%	2.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

特に希望者が増加した施設について年齢別にみると、0～2 歳児では「認可保育所・私立」、3～5 歳児では「幼保連携型認定こども園」が最も多い。

全体としては「認可保育所公立・私立」、「幼保連携型認定こども園・私立」の 3 施設で希望者が増加している。

図表 9 特に希望者が増加した施設

	回答	0歳児	1～2歳児	3～5歳児
1	幼稚園・公立	0.00%	0.33%	2.95%
2	幼稚園・私立	1.45%	3.68%	17.70%
3	認可保育所・公立	44.57%	43.81%	34.43%
4	認可保育所・私立	50.00%	49.50%	44.26%
5	幼保連携型認定こども園・公立	13.77%	13.38%	11.80%
6	幼保連携型認定こども園・私立	42.03%	42.81%	47.21%
7	その他の認定こども園・公立	4.35%	4.35%	3.28%
8	その他の認定こども園・私立	15.58%	18.06%	20.33%
9	地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業）	12.68%	11.37%	2.95%
10	企業主導型保育事業	2.17%	2.01%	1.31%
11	認可外保育施設（ベビーシッター等の居宅訪問型）	1.81%	1.67%	1.64%
12	上記に含まれない認可外保育施設	4.71%	4.01%	5.25%
13	その他	2.54%	2.68%	2.62%
		N=276	N=299	N=305

特に希望者が減少した施設について年齢別にみると、3～5 歳児では「幼稚園（公立・私立）」、「認可保育所（公立・私立）」で減少している。0～2 歳児は「認可保育所（公立・私立）」で減少している。

図表 10 特に希望者が減少した施設

	回答	0歳児	1～2歳児	3～5歳児
1	幼稚園・公立	3.03%	3.03%	29.17%
2	幼稚園・私立	6.06%	6.06%	29.17%
3	認可保育所・公立	30.30%	36.36%	25.00%
4	認可保育所・私立	54.55%	42.42%	29.17%
5	幼保連携型認定こども園・公立	3.03%	6.06%	6.25%
6	幼保連携型認定こども園・私立	27.27%	15.15%	18.75%
7	その他の認定こども園・公立	3.03%	3.03%	8.33%
8	その他の認定こども園・私立	18.18%	18.18%	16.67%
9	地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業）	15.15%	18.18%	8.33%
10	企業主導型保育事業	6.06%	6.06%	2.08%
11	認可外保育施設（ベビーシッター等の居宅訪問型）	3.03%	3.03%	0.00%
12	上記に含まれない認可外保育施設	0.00%	0.00%	0.00%
13	その他	0.00%	0.00%	2.08%
		N=33	N=33	N=48

国の無償化施策以外で実施している独自の幼児教育・保育の利用に係る支援策の実施状況について、「特に施策を行っていない」自治体は 14%にとどまり、多くの自治体が何らかの支援を行っている。最も多いのは「0～2 歳児を対象とした保育料独自軽減」である。

図表 11 国の無償化施策以外で実施している独自の幼児教育・保育の利用に係る支援策の実施状況

	回答	割合
1	国基準に対する保育料（0～2歳。以下同じ。）の独自軽減	55.72%
2	保育料無償化の対象所得階層の拡充 ※非課税世帯よりも高い所得階層まで無償化としている場合。	8.62%
3	国基準以上の多子世帯への保育料減免	44.92%
4	子ども・子育て支援新制度対象外の幼稚園通園者（3～5歳児）への利用料補助	5.44%
5	認可外保育施設通園者（0～2歳児）に対する利用料補助	16.42%
6	認可外保育施設通園者（3～5歳児）に対する利用料補助	8.89%
7	副食費の免除範囲の拡大等（保育所）	39.11%
8	副食費の免除範囲の拡大等（幼稚園）	25.59%
9	上記の中にあてはまるものはない	5.81%
10	特になし	13.97%

N=1102

自治体の規模別にみると、「国基準に対する保育料の独自軽減」、「国基準以上の多子世帯への保育料減免」、「認可外保育施設通園者への利用補助」は、その他自治体より、政令市、中核市のほうが、実施割合が高い。一方、「副食費の免除範囲の拡大（保育所）」はその他自治体の実施割合が高い。

図表 12 国の無償化施策以外で実施している独自の幼児教育・保育の利用に係る支援策の実施状況（自治体の規模別）

	回答	都道府県	政令市	中核市	その他	全体
1	国基準に対する保育料（0～2歳。以下同じ。）の独自軽減	21.05%	68.75%	79.59%	55.66%	55.72%
2	保育料無償化の対象所得階層の拡充 ※非課税世帯よりも高い所得階層まで無償化としている場合。	13.16%	0.00%	10.20%	8.51%	8.62%
3	国基準以上の多子世帯への保育料減免	63.16%	56.25%	69.39%	42.84%	44.92%
4	子ども・子育て支援新制度対象外の幼稚園通園者（3～5歳児）への利用料補助	5.26%	18.75%	10.20%	5.01%	5.44%
5	認可外保育施設通園者（0～2歳児）に対する利用料補助	15.79%	50.00%	46.94%	14.41%	16.42%
6	認可外保育施設通園者（3～5歳児）に対する利用料補助	10.53%	31.25%	18.37%	8.01%	8.89%
7	副食費の免除範囲の拡大等（保育所）	23.68%	31.25%	34.69%	40.04%	39.11%
8	副食費の免除範囲の拡大等（幼稚園）	18.42%	25.00%	26.53%	25.83%	25.59%
9	上記の中にあてはまるものはない	2.63%	0.00%	2.04%	6.21%	5.81%
10	特になし	26.32%	0.00%	2.04%	14.31%	13.97%

国による無償化施策の実施後に充実したものとしては、「副食費の免除範囲の拡大（保育所）」が最も多かった。

前の設問で回答が最も多かった「0～2 歳の独自軽減」について、国の無償化施策以降に実施したと回答している自治体は、当該設問回答自治体のうち 14.3%（当該施策実施自治体のうち 21%）。

図表 13 国の幼児教育・無償化施策の実施後に充実したもの

	回答	割合
1	国基準に対する保育料（0～2歳。以下同じ。）の独自軽減	14.30%
2	保育料無償化の対象所得階層の拡充 ※非課税世帯よりも高い所得階層まで無償化としている場合。	6.15%
3	国基準以上の多子世帯への保育料減免	18.44%
4	子ども・子育て支援新制度対象外の幼稚園通園者（3～5歳児）への利用料補助	3.13%
5	認可外保育施設通園者（0～2歳児）に対する利用料補助	7.71%
6	認可外保育施設通園者（3～5歳児）に対する利用料補助	4.47%
7	副食費の免除範囲の拡大等（保育所）	33.63%
8	副食費の免除範囲の拡大等（幼稚園）	22.79%
9	上記の中にあてはまるものはない	7.82%
10	特になし	38.88%

N=895

無償化に関連する自治体独自施策として挙げられていたものとしては、保育料の減免や給食費の完全無償化がある。以下は自由記述一覧である。

○保育所等に関する保育料等の無償化・補助

条件なしの保育料等の完全無償化

保育料、副食費、幼稚園授業料、給食費の完全無償化。所得制限なし。
すべての園児の保育料を無償としている(12件)
3歳未満児の保育料について全額または一部の補助
0～2歳児についても所得に関係なく保育料の完全無償化を実施している。(5件)
0～2歳児の保育料の全額減免、3歳以上児の副食費全額減免
住所を有する幼児・児童にかかる保育料の無償化、給食費の無償化、副食費の無償化(2件)
保育料・給食費完全無償化(2件)
保育料・副食費完全無償化(所得制限なし)(2件)
保育料完全無償化 副食費徴収免除対象児童以外の児童に対して4,500円/月上限を助成
0歳から就学前子どもの保育料および給食費、副食費のすべて無償化
無償化の対象とならない子どもの保育料(利用者負担額)および副食費について全額を補助。
町独自で平成28年より全年齢の保育料(副食費含む)を10/10減免(無償)にしている
令和5年1月より、すべての子どもの保育料を完全無償化とした。(所得制限なし)
町民に限り、児童や家庭の状況にかかわらず完全免除(副食費含む)
特定教育・保育施設に通うすべての子どもの保育料、副食費の無償化(所得制限なし)
年齢・所得に関わらず全員無償化。給食費も無償化。
町内に在住する児童が町内のこども園を利用する場合、全ての児童の保育料および給食費を無償化。
世帯の所得に関わらず市内に住むすべての0歳から5歳児の認定こども園等の利用者負担額が無料。また、認定こども園等に通園する満3歳から5歳児の児童にかかる給食費のうち、本来保護者の方が負担すべき副食費相当額について市が補助を行っている。
市内認定こども園を利用している方で市に居住している場合は保育料が無料となっている。
平成27年4月から保育料、給食費を全ての階層で減免。保護者負担は無し。

条件なしの保育料等の補助、一部無償化

保育料半額助成
2歳児保育無料化 国の幼児教育・保育無償化と同様のスキームにより、令和4年4月1日から2歳児クラスの保育料軽減や、満3歳児クラスの課税世帯に対して預かり保育利用料、および認可外保育施設利用料等の無料化を実施している。(市に住所がある方に限る)

2 歳誕生月の翌月から保育料無料
国基準額の 6 割を市が負担

国よりも所得要件を緩和した保育料無償化

軽減額の増額、階層の細分化
所得割額 97,700 円未満(市所得階層 D5)の世帯である場合、0～2 歳であっても保育料を無料としている。
1、所得に応じた階層を細分化するとともに、国基準以下の保育料を設定 2、認可保育所と同負担となるよう認可外保育施設保育料と町保育料の差額分を補助
16 歳未満扶養親族がいる世帯の市民税所得割額については、16 歳未満の子供の数 × 22,800 円を控除した金額、16 歳以上 19 歳未満の扶養親族がいる世帯の市民税所得割額については、16 歳以上 19 歳未満の子供の数 × 15,000 円を控除した金額で保育料を算定する
保育料負担階層の細分化 (参考) 国 8 階層に対し、17 階層に細分化している。
国基準よりも所得階層をさらに細分化し、保育料を細かく設定している。
公費による補助を行って低所得者の負担軽減を図っている。

多子世帯の保育料無償化、補助等(国の基準以上、長子の年齢制限の緩和等)

4/1 現在で 18 歳未満の子を年長児からカウントした場合の、第 3 子以降の保育料、副食費を免除
18 歳未満第 3 子以降の保育料、主食費、副食費および冷暖房費を無料化
保護者が養育する 18 歳未満の第 3 子以降について、保育料または副食費を無償。
国基準の多子世帯への保育料減免が対象外の世帯について、低所得世帯、世帯での実際の児童順位が第 2 子以降の児童を対象に保育料の軽減・補助を行う。
多子の数え方に関する年齢制限所得上限の拡充
多子世帯における保育料補助
多子世帯への保育料減免について、第 1 子となるお子さんが、18 歳以上でも「生計を一にしている」場合(学生等で収入が無いなど)は、多子世帯軽減が適用される。
第 2 子以降保育料無償化
第 2 子以降保育料無償化事業(年齢制限なし) 副食費・主食費無償化事業(所得制限なし)
第 2 子無料化(保育所に入所している児童で上から数えて 2 番目以降、所得によっては小中学生の兄弟も数える。)
第 2 子以降の子どもに対する保育料・副食費の助成を実施している。
階層による、第 3 子以降の軽減

第 3 子からみて第 1 子が 18 歳到達後 3 月 31 日までの年齢である場合、保育料減免の対象となる。 ※町独自の申請書の提出が必要となり、町税滞納の場合は申請を却下するなどの条件付き。
第 3 子の基準を 18 歳までに拡大 副食費は一律にすべて無償(保育料に含まれるものを除く)
第 3 子以降の保育料無料(3 件)
第 3 子以降無償:所得に関係なく、生計を一にする満 18 歳未満の子どもが 3 人以上いる場合、第 3 子目以降は保育利用料等が無償化される 第 2 子半額:所得に関係なく、施設利用中の子どものうち、第 2 子目は保育料が半額になる
・第 2 子のうち、市民税所得割合算額が 169,000 円未満の世帯を無償化 ・第 3 子以降のうち、市民税所得割合算額が 57,700 円以上の世帯を無償化
○多子世帯保育料軽減事業(県) 県の補助事業(所得制限あり)への裏負担(県 1/2 市 1/2) ○多子世帯保育料軽減事業(市独自) 国、県の補助事業に該当しない多子世帯に対し保育料を還付 第 2 子以降の保育料が無償となる
18 歳以下の子どものうち、年齢の高い子から数えて、3 人目以降の児童は無料。
18 歳未満の児童を 3 人以上養育している場合、第 3 子以降の保育料免除
2 人目以降の保育料無料 国基準より低い額の保育料の設定
5 階層以降の 3 歳未満の児童を対象として第 3 子以降の保育料の軽減を拡大
第 3 子以降保育料等無料化事業(養育している児の第 3 子以降の保育料・副食費の無料化。市民税所得割額 301,000 円未満世帯までを上限。
市独自ではないが、県基準により国基準以上の多子世帯への保育料無償化を行っている。
市民税所得割額に関係なく、18 歳に達した以後の最初の 3 月 31 日までの子どもから数えて、第 3 子以降の児童の保育料および副食費を無料とする。
所得階層の制限を外し、第 2 子以降保育料無償
所得割額 169,000 円以上の世帯について、第 3 子以降の保育料を 1/3 減免。
所得制限なしで本町に一年以上居住している第 3 子以上の子どもを出産し、かつ、養育する父母に対し、町が定める保育料の 1/2 以内を補助する。すでに減免を受けている場合は、減免後の保育料の 1/2 以内とする。
第 2 子以降の保育料の無償化 複数の子どもを育てる家庭に対し、所得や第 1 子の年齢制限を設けず、第 2 子以降の保育料を無料とする。給食費相当額は別途徴収。 令和 5 年 9 月から実施予定。
町内こども園に、兄弟で同時入園する場合は、第 2 子以降の保育料が無償となる。
同時入所の際の第 2 子以降保育料無償化

年度の初日において 18 歳に満たない者を 3 人以上養育している世帯に属する第 3 子以降の 3 歳未満児の保育料を 0 円としている。
保育所または幼稚園等に同一世帯から 2 人以上の児童が同時に入園する場合、2 人目以降の児童の保育料を無料としている。なお、保育園と幼稚園を併用した場合も適用される。
保護者が監護し生計が同一の者のうち、最年長者から数えて 2 人目以降は徴収(保育料)基準額(月額)から 1,600 円/月を差し引くものとする。ただし、差し引かれた保育料の下減額は 0 円とする。多子軽減の対象世帯は 2 人目の半額とした保育料から 1,600 円/月を差し引くものとする。
同一世帯から 2 人以上入園している場合、2 人目半額、3 人目以降無料

ひとり親、障害者扶養世帯への保育料無償化・補助

ひとり親、障がい者扶養世帯の第 2 子の保育料 0 円、第 3 子以降児童の無償化(未就学児童以外もきょうだい人数に含める)。
ひとり親の児童 0～2 歳児への認可外保育施設利用料補助
ひとり親家庭、障がい者がいる世帯の保育料無償化。第 3 子以降の保育料は全て無償化。
【保育料の減額について】ひとり親・障害者世帯等で、国の基準の対象外の世帯の負担額を基準額の半額にしている
①ひとり親世帯または障害者同居世帯の場合、所得による制限なく保育料の負担軽減制度を設けている。該当する場合、第 1 子は第 2 子の保育料額(第 1 子の半額)が、第 2 子は第 3 子の保育料額(無料)が適用される。
②多額の医療費を要したときや主たる働き手が失業したときなどに適用される、保育料の減額制度を設けている。
③幼稚園の預かり保育料の補助の上乗せを行っている。
Q7 の 2 保育料無償化の対象所得階層の拡充について、ひとり親等は世帯年収 360 万円まで無償化、幼児教育類似施設保護者負担軽減補助金

その他の保育料無償化・補助

本町の公立の園に通う児童および保護者が、本町に住民登録されていて、居住している場合は所得制限なしで保育料および副食費を無償化。
【保育料の減免制度あり】災害や疾病、非自発的失業など、やむを得ない理由により保育料を負担することが困難と認められるときは、これを減免または免除することができる。
稼働能力のない世帯員が増加した、保護者が失業した、収入源となった場合等の保育料減額
国、県の減免制度を適用し、それでもなお保育料等が発生する場合には町単独事業にて無償化にする。

災害等の理由により、特定教育・保育に要する費用を保護者が負担することが困難であると認めた場合は、保育料の基準額を減額する。
子ども・子育て推進事業の 1 項目で保育料の支援を行っている。他税金の滞納がない保護者に対して、支払いをした保育料の全額を支援。
疾病・失業等により、当該年の推定収入が前年比で半分以下になる世帯等に対し、保育料の減免を行っている。
保育料等の徴収等に関する要綱第 8 条第 4 号による減免（入所児童の傷病またはその、保護者の傷病、出産により通所することが不可能であると認められるとき）
待機児童が発生しているクラスの待機児童について、認可外保育施設に支払っている月額利用料から認可に入所した場合の保育料の差額の 1/2 を補助
待機児童対策として、条件（第 3 希望まで認可保育所を希望したが未決定となり、認可外保育施設に入園、町で定める保育料が認可外保育施設の保育料より少ない場合）に当てはまり、認可外保育施設に保育料を納入した保護者に対し、月額上限 2 万円を補助。
保育料軽減事業
町で設定している保育料の半額を補助（定住対策の一環で一定条件あり）
町内に在住する 0～2 歳児の保育料を無償化
保護者の所得等での制限をせず、税金等の未納が無い場合に保育料等を全額助成（町在住者のみ）
・保育料の助成……3 号認定児 月額 2,000 円（児童一人当たり） ・給食費の助成……園児一人当たり給食費の 1/2 以内 ※条件付き……町民であること、全額納付していること、町税および保育料並びに給食費の滞納がないこと

○給食費（主食費・副食費）

給食費の完全無償化（全員）

給食費完全無償化、副食費補助
給食費全額無償（3 件）
主食費・副食費とも全世帯無償化
村の保育所に通園している園児の給食費は村が全負担（助成）

給食費の完全無償化（3 歳児以上）

3 歳から 5 歳までの副食費を無償化（所得制限なし）（4 件）
3 歳児～5 歳児に対する副食費全額免除（4,500 円）同時に 0 歳児～2 歳児に対する保育料引き下げ

3 歳児から 5 歳児にかかる給食費を無償化（保育所月上限 5,300 円（主食費 800 円、副食費 4,500 円）、幼稚園月上限 8,000 円）
・特定教育・保育施設利用者給食費補助金事業 町内施設利用の 3～5 歳の給食費を免除。また、町外施設利用の 3～5 歳の給食費に対し、補助金を交付。（上限あり）※給食費（主食費＋副食費）
平成 23 年度から 3 歳～5 歳児の給食費無償化

給食費の補助

（給食推進事業費）副食費免除対象外の 3～5 歳児が利用する保育施設・幼稚園を通じ、当該児童一人につき、月額 1,700 円（公定価格上の副食費 4,500 円の約 1/3）を補助する。施設が免除対象外児童の副食費について、あらかじめ当該施設の規定料金から 1,700 円を軽減して徴収した後、市が施設に対し、軽減分の金額について補助金を支払う。
【給食費の補助制度】幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する 3 歳児クラスから 5 歳児クラスまでの子どもの給食費について、一部補助している。
5 歳児の給食費補助。3～4 歳児の主食費補助。3～4 歳児の低所得世帯への主食費の上乗せ補助。
町外施設の利用者に対する給食費の助成（町内施設は以前より無料）
特定教育・保育施設に通う 3 歳以上児に対し、月 4,500 円を上限に給食費を無償化
食育推進奨励金支給事業にて、3 歳～5 歳の給食費について、月額 4,500 円を上限で補助している。

主食費無償化、補助

主食費の免除
市の独自施策では、私立保育園等主食費補助金があります。この独自施策では、私立保育園、私立幼稚園または私立認定こども園に通う子どもの保護者のうち、副食費を免除される者に対し主食費も免除する内容となっています。
主食費の補助（2 件）
【主食代の無償化】★保育所 無料 ★幼稚園 上限 650 円まで補助
【主食費無償化】主食費 500 円を無償化（※3 歳以上児が対象）
【非課税世帯・多子世帯等の】主食費免除
主食費の補足給付、非課税世帯を対象とした主食費の減免
【主食費の償還払い事業】副食費徴収免除対象者となる世帯について、月額 1,000 円を上限として主食費の償還払いを実施している。
【主食費減免事業】子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。）第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）のうち、低所得

で生計が困難である者の子どもおよび第 3 子以降の子どもが、対象施設で主食の提供を受けた場合において、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき主食費の一部を免除する。
副食費免除対象者に対して主食費部分についても月額上限 200 円までの補助を行っている。
給食主食費助成：半期に 1 度、主食費の半額分を助成する。

副食費無償化、補助

副食費の補助 1,500 円（2 件）
副食費免除対象とならない 3 歳児から 5 歳児に対して月 2,000 円の定額減免。（月 4,500 円の副食費の場合、月 2,500 円の保護者負担）
副食費免除対象外の 3～5 歳児が利用する保育施設・幼稚園を通じ、当該児童一人につき、月額 1,700 円（公定価格上の副食費 4,500 円の約 1/3）を補助する。施設が免除対象外児童の副食費について、あらかじめ当該施設の規定料金から 1,700 円を軽減して徴収した後、市が施設に対し、軽減分の金額について補助金を支払う。
【副食費の助成】18 歳未満の児童を 3 人以上扶養している世帯における第 3 子以降の子どもを対象に、副食費徴収額の月額または、4,500 円のいずれか少ない額を助成するもの。
【副食費助成事業】国の副食費無償化制度の対象とならない方に対して、独自の軽減支援として副食費の助成について、月額 4,500 円を上限に実施
お弁当持参児についても、副食費免除上限額 4,500 円と同額を市単独事業として保護者に補助しています。
教育・保育給付 2 号認定のいる町民税合算額 57,701 円から 77,100 円の世帯に対して、副食費町独自免除（本町にある園は全て認定こども園のため、Q7 ではなく Q9 で回答）
国基準の副食費免除対象外となった児童にも、18 歳以下の子から数えて第 2 子以降のすべての 3 歳児から 5 歳児を対象に、月額 4,500 円を上限として副食費の補助をしている。
施設型給付費について国の基準で副食費が免除される世帯について、施設が主食費を免除した場合に児童 1 名・1 か月当たり 500 円を補助する事業を単費で行っている。
所得制限、第 1 子・第 2 子の年齢制限を撤廃した、第 3 子以上の副食費免除。
認可外保育施設、児童発達支援センター通園者への副食費免除
入園に対する補助、区立認定こども園の 1 号認定児童（幼稚園枠）に対し、副食費の免除範囲の拡大を実施した
令和 3 年度単年事業として副食費の免除範囲の拡大を実施
3 歳未満の方できょうだいが同時に入所している場合下の子の負担額が 1/3 ・3 番目以降の副食費無償

○認可外施設利用者に対する補助

認可保育所，認定こども園，地域型保育において入所待ちとなったことにより，やむを得ず認可外保育施設を利用し，経済的な負担が生じた場合で，利用者のうち第 3 子以降の保育料を軽減（県 1/2，市町村 1/2，上限 3 万円）
「待機児童対策事業」0～2 歳児クラスで特定教育・保育施設に入所出来なかった児童に、認可外利用料の一部を補助するもの。
認可外保育施設等を利用している第 2 子以降の児童を養育する世帯に対して、待機児童が解消するまでの臨時的な措置として、補助金（月額 2 万円限度）を支給する経済的な負担軽減を行っている。
認可外保育施設保育料補助金
認可外保育施設に入所している第 3 子以降の児童が満 3 歳に達するまでの保育料を助成している。

○一時預かり等の支援に関する施策

一時預かり等の利用料無償化・補助、在宅子育て支援

一時預かり等の利用料無償化（4 件）
第 2 子以降の待機児童がいる世帯に対して、待機児童が解消するまでの臨時的な措置として、対象児童 1 人当たり一律月額 1 万円を支給する経済的支援を行っている。
【一時保育料の減免】満 1～2 歳児の利用料を第 2 子半額・第 3 子以降無償
①教育・保育施設に入園していない児童を対象に、一時預かりや病後児保育、ファミリー・サポート・センターを 30,000 円（要件を満たす場合は 50,000 円）まで利用できる「カード」の交付 ②未就園児または新 2 号認定を受けていない 1 号認定子どもを対象とした日中一時支援サービスの利用料補助
子ども・子育て支援新制度対象の幼稚園等預かり保育利用者への預かり保育料補助（施設等利用費上限額＝450 円×利用日数の超過分を補助）
施設等利用給付認定子どもにかかる国基準の一時預かり事業に該当しない一時保育事業の利用料の無償化
平成 30 年 4 月 2 日以降に第 3 子以降の子が生まれた世帯（施設利用者・在宅双方）に対して、未就学期間にかかる一時預かり等の利用料を年額 15,000 円を上限に助成している。
市町村民税所得割額が 77,101 円未満の世帯または小学校 3 年生までの範囲で当該児童が第 3 子以降の世帯は預かり保育料を免除（公立幼稚園在籍児童のみ）

○幼稚園等利用者に対する補助

幼稚園の入園料補助金(3件)
幼稚園、認定こども園(幼稚園機能部分)入園者の入園料に対して、20,000円を上限に補助している。
私立幼稚園等の園児1人に対して月額4,000円に都要綱に定める補助単価を合算した額を上限額として、補助対象額が月額に満たないときは、補助対象額の月額を補助金の額として、園に在籍する期間補助する。幼稚園類似施設で市が認定する施設は、所得の基準に応じて補助単価(月額:3,400円～9,600円の範囲内で別表に定める)を上限額として、補助対象額が月額に満たないときは、補助対象額の月額を補助金の額として、園に在籍する期間補助する。
新制度未移行の幼稚園および幼稚園類似施設に在園し、市内に住所を定める園児およびその保護者のうち、幼児教育・保育の無償化による恩恵が少ない低所得世帯および多子世帯を対象に、児童の育成にかかる費用の一部を補助することで、①所得状況に関係なく教育を受けられる機会を設けること、②多子世帯支援による少子化対策、③幼稚園誘導による待機児童解消を図ることを目的とする補助事業である。
・新制度園幼稚園・新制度に移行していない幼稚園通園者に対する入園料補助 ・新制度幼稚園通園者に対する特定負担額補助 ・保育園の保護者にかかるもの(以下①～⑥) ① 災害や盗難・横領などの損失額がその年の前年(1月から8月までは前々年)の所得額の1/10を超えるとき ② 地方税法第15条の規定により当該年度分(4月から8月までは前年度分)の区市町村民税の徴収を猶予されたとき ③ 生活保護を受けることになったとき ④ 世帯内で以下の条件に当てはまる手帳の交付を受けている方がいる場合 ・身体障害者手帳 1～2級 ・愛の手帳 1～4度 ・精神障害者保健福祉手帳 1～3級 以下の場合、1か月以上まとめて休所すると1か月分の保育料が免除になる。(最大2か月分まで免除) ⑤ 児童が入院・疾病の場合 ⑥ 里帰り出産の場合
・私立幼稚園児の保護者に対する補助金で市単独で月額4,000円の加算をしている。 ・私立幼稚園児の保護者に対する補助金で入園した年度に1回のみ入園料の補助金として10,000円を給付している。
・都が実施している「私立幼稚園等園児保護者軽減事業費補助金」に市で上乗せして幼稚園利用保護者へ支給(入園料に対する補助、主食費に対する補助) ・認可外幼児施設に通う満3歳児で、無償化対象外の児童に対して、月2万円を上限に補助

幼児養育費補助金：園舎を持たない幼稚園類似の幼児施設に在籍する園児対象。多様な事業者の参入促進・能力活用事業を活用。
未移行幼稚園に通う第3子保育料について（第1子が18歳以上年間保育料308,400円以上）補助
幼稚園、保育園、認可外保育施設等の施設を利用する第3子（当該年度に18歳に達する者以下の最年長者を第1子として数える）以降の児童の保育料等を市民税課税額の所得割が97,000円未満の世帯は全額、97,000円以上は半額補助
保護者から徴収していた公立幼稚園の教材費等を公費負担とした

○保育所・認定こども園・幼稚園等施設形態を問わない補助

村に住所があり村内の施設を利用している場合は、全年齢で0円としている。
村に住所を有している0～2歳児の保育料無償化 村内の幼稚園・保育園に通園している児童の、給食費・副食費の無償化
【県事業に基づく市保育料負担軽減補助金】 ※県保育料無償化に向けた段階的負担軽減交付金を活用 ◎施設区分により該当する保護者に対して、保育料納付の確認後、直接補助金を交付している。 ①保育所、認定こども園、家庭的保育、小規模保育等 対象者：国の無償化対象外の0～2歳児で、市民税所得割97,000円未満世帯（国の第3、4所得階層区分） 補助額：国基準保育料の1/2（上限） ②届出保育施設等 対象者：国の無償化対象外の0～2歳の保育の必要性があり、市民税所得割97,000円未満世帯 補助額：認可外保育施設 42,000円と現に要した額のいずれか低い額の1/2 企業主導型保育 0歳児…37,100円と現に要した額のいずれか低い額の1/2 1～2歳児…37,000円と現に要した額のいずれか低い額の1/2 ③幼稚園 対象者：国の無償化対象外の2歳の保育の必要性があり、市民税所得割額97,000円未満世帯 補助額：42,000円と現に要した額のいずれか低い額の1/2

○その他の施策

祖父母の所得は含めずに階層を算定
実費徴収に係る補足給付（住民税非課税世帯等が対象）（2件）
延長保育料助成
・多子世帯の満3歳児向け幼稚園型Ⅰ一時預かり利用料を補助 ・多子世帯の0～2歳児向け一般型一時預かり等利用料を補助 ・多子世帯の0～2歳児向け企業主導型保育利用料を補助

・家庭的保育事業（都制度、認可外に該当）の第 2 子保育料負担軽減（同一世帯に兄弟がいる場合、基本保育料を半額） ・幼稚園類似施設の入園料、保育料負担軽減補助
子育てファミリー支援事業（県と共同実施） 病児保育事業利用料等の助成
児童手当上乗せ補助（月 2 万円）
地域子育て支援拠点事業の完全無償化
・教育保育給付認定保護者等が、不慮の災害によりその居住する家庭に甚大な損害を受け、利用者負担額等の支払能力を失ったとき ・教育保育認定の保護者等の就労状況および家庭状況の変化等により一時的に利用者負担額の納付が極めて困難と認められるとき ・保育認定の子どもが病気・怪我等により 1 月当たり 10 日間以上欠席したとき（給食費用以外） ・病気、事故その他の理由により、連続して 7 日を超えて給食の提供を受けないとき（給食費用） ・県が実施している「第 2 子以降にかかる保育料および食材料費助成事業」を「活用し、保育料の減免をしている
子ども・子育て支援新制度対象外の児童館利用者（3～5 歳児）の無償化

○複数施策

○保育所等多子世帯負担軽減事業 都補助事業を活用し、子どもを 2 人以上持つ世帯が保育所等を利用した際に負担する第 2 子以降の保育料を軽減する。 ○保育所等における給食費補助金 補助の対象となる経費は主食材料費とし、実支出額と 1,190 円を比較して、いずれか低い方の額を補助する。
・保育料＋副食費の上限 3,000 円 ・同世帯で 2 人目以上同時入所の場合、2 人目からは無料 ・第 3 子以降が入所する場合は無料
・保育料の階層区分を決定する際は、旧年少扶養控除等を再計算した所得割課税額を適用している。 ・主食費の免除（保育所、認定こども園）
①第 2 子以降保育料等無料化事業 同一の保護者（単身赴任等の特別な場合を除き町内在住者に限る）に養育されている 18 歳未満の児童が 2 人以上いる場合、町の保育施設を利用している第 2 子以降の児童の保育料および副食費を全額助成し無料化している。 ②第 1 子副食費等助成金 町内に住所を有し、町内の保育施設を利用している児童の保護者に対し第 1 子児童（満 18 歳未満の児童で出生の早い者から順に数えて 1 人目の児童）の支

払い済みの副食費等を助成する。1号認定児童:1月につき4,000円 2・3号認定児童:1月につき4,500円
主食費の無償化、18歳未満第3子以降の保育料等無償化
第2子以降の主食費の助成。助成の方法は、町立幼稚園は徴収免除により、それ以外の新制度移行園は償還払い(月上限1,000円)による
保育所(園)、認定こども園:第3子以降の保育料および副食費の無償化(年齢撤廃) 幼稚園:第3子以降の副食費の軽減(年齢撤廃)

「国基準に対する保育料(0～2 歳)の独自軽減」の軽減率については、「61～70%」としている自治体が 20.95%と最も多い。

図表 14 「国基準に対する保育料(0～2 歳)の独自軽減」の軽減率

国基準に対する%	件数	割合
0～10%	26	4.26%
11～20%	7	1.15%
21～30%	15	2.45%
31～40%	27	4.42%
41～50%	94	15.38%
51～60%	88	14.40%
61～70%	128	20.95%
71～80%	108	17.68%
81～90%	43	7.04%
91～100%	12	1.96%
その他	63	10.31%
合計	611	100.00%

「保育料無償化の対象所得階層の拡充」を行っている自治体の所得上限は下表の通り。（記入無しの一部は上限なしの可能性あり。）

図表 15 「保育料無償化の対象所得階層の拡充」の世帯所得上限

	件数	割合
0万円	4	4.3%
15万円	1	1.1%
16万円	1	1.1%
40万円	1	1.1%
100万円	1	1.1%
135万円	1	1.1%
205万円	1	1.1%
260万円	2	2.2%
265万円	1	1.1%
330万円	1	1.1%
360万円	6	6.5%
470万円	9	9.7%
500万円	2	2.2%
550万円	1	1.1%
640万円	6	6.5%
1000万円	2	2.2%
1130万円	4	4.3%
2000万円	1	1.1%
その他	48	51.6%
合計	93	100.0%

国基準以上の多子世帯への保育料減免を行っている自治体のうち、「第1子に対して費用の減免を行っている」自治体は15%程度。「第2子に対して」は8割近くの自治体が費用を減免しており、無償化している自治体も存在する。

図表 16 国基準以上の多子世帯への保育料減免 減免割合

	第1子	第2子
0割減免	84.53%	21.84%
1割減免	0.27%	1.24%
2割減免	1.33%	1.49%
3割減免	0.80%	0.74%
4割減免	0.27%	0.74%
5割減免	2.67%	38.96%
6割減免	0.53%	1.99%
7割減免	0.27%	0.99%
8割減免	0.27%	0.50%
10割減免（無料）	9.07%	31.51%

N=375

N=403

多子要件については、約 6 割の自治体が、「年齢制限の撤廃や緩和を実施」している。

図表 17 国基準以上の多子世帯への保育料減免 多子要件

	回答	割合
1	国基準と同様	9.42%
2	年齢制限の撤廃、緩和を実施	61.88%
3	その他	28.69%

N=467

国基準以上の多子世帯への保育料減免を行っている自治体のうち、約 8 割が所得要件を設けていない。

図表 18 国基準以上の多子世帯への保育料減免 所得要件

	回答	割合
1	所得要件あり（上限：世帯年収 万円）	20.88%
2	所得要件無し	79.12%

N=455

「認可外保育施設通園者（0～2 歳児）に対する利用料補助」の対象となる施設については、「指導監督基準に適合する施設」としている自治体が多く、約 45%である。

図表 19 「認可外保育施設通園者（0～2 歳児）に対する利用料補助」の対象となる施設

	回答	割合
1	地方単独保育事業の対象施設	17.54%
2	指導監督基準に適合する施設	44.44%
3	1（地方単独保育事業の保育施設）、2（指導監督基準に適合する施設）以外も含む施設	21.05%
4	その他	16.96%

N=171

対象世帯の主な要件としては、「保育の必要性認定・入所保留」を挙げる自治体が 2 割程度存在する。（※「その他（自由記述）」は、複数要件を挙げている自治体が多い。）

図表 20 「認可外保育施設通園者（0～2 歳児）に対する利用料補助」対象世帯の主な要件

	回答	割合
1	保育の必要性認定・入所保留	21.76%
2	一定以上の利用時間	5.88%
3	所得要件	8.24%
4	多子世帯	13.53%
5	その他	50.59%

N=170

補助額の設定方法については、「所得・出生順などによる変動金額」にしている自治体が 3 割であり、一律の金額設定をしている自治体よりも多い。（※「その他（自由記述）」は、条件による金額変動などがみられる。）

図表 21 「認可外保育施設通園者(0～2 歳児)に対する利用料補助」の補助額の設定方法

	回答	割合
1	一律の金額を設定 補助額（月額：【 】円）	23.56%
2	所得や出生順に連動した金額を設定 補助額（月額）：下限額：【 】円、上限額：【 】円	30.46%
3	その他	45.98%

N=174

0～2 歳児同様、「認可外保育施設通園者(3～5 歳児)に対する利用料補助」の対象となる施設については、「指導監督基準に適合する施設」としている自治体が多く、約 38%である。

図表 22 「認可外保育施設通園者(3～5 歳児)に対する利用料補助」の対象となる施設

	回答	割合
1	地方単独保育事業の対象施設	19.10%
2	指導監督基準に適合する施設	38.20%
3	1（地方単独保育事業の保育施設）、2（指導監督基準に適合する施設）以外も含む施設	22.47%
4	その他	20.22%

N=89

対象世帯の主な要件としては、「保育の必要性認定・入所保留」を挙げる自治体が 3 割程度存在する。

図表 23 「認可外保育施設通園者(3～5 歳児)に対する利用料補助」の対象世帯の主な要件

	回答	割合
1	保育の必要性認定・入所保留	27.47%
2	一定以上の利用時間	8.79%
3	所得要件	4.40%
4	多子世帯	10.99%
5	その他	48.35%

N=91

補助額の設定方法については、0～2 歳とは異なり「所得・出生順などによる変動金額」にしている自治体よりも、「一律の金額設定」をしている自治体やや多い。

図表 24 「認可外保育施設通園者(3～5 歳児)に対する利用料補助」の補助額の設定方法

	回答	割合
1	一律の金額を設定 補助額（月額：【 】円）	30.43%
2	所得や出生順に連動した金額を設定 補助額（月額）：下限額：【 】円、上限額：【 】円	26.09%
3	その他	43.48%

N=92

「副食費の免除範囲の拡大等（保育所）」の対象となる子どもについては、半数以上の自治体が「第1子から」対象にしている。

図表 25 「副食費の免除範囲の拡大等（保育所）」の対象となる子ども

	回答	割合
1	第1子を含めたすべての子ども	49.28%
2	第2子以降（年齢制限あり）	4.81%
3	未就学児童のうち第2子以降	1.20%
4	その他	44.71%

N=416

対象となる世帯年収については、所得制限がない自治体が8割を占める。

図表 26 「副食費の免除範囲の拡大等（保育所）」の対象となる世帯年収

	回答	割合
1	世帯年収360万円以上で独自に設定した水準未満の世帯（水準： ）	8.03%
2	世帯年収にはよらずすべての世帯	83.21%
3	その他	8.76%

N=411

幼稚園においても、保育所と同様、「副食費の免除範囲の拡大等（幼稚園）」の対象となる子どもについては、半数以上の自治体が「第1子から」対象にしている。

図表 27 「副食費の免除範囲の拡大等（幼稚園）」の対象となる子ども

	回答	割合
1	第1子を含めたすべての子ども	49.08%
2	第2子以降（年齢制限あり）	2.93%
3	小学校第3学年修了前児童のうち第2子以降	1.47%
4	その他	46.52%

N=273

対象となる世帯年収については、所得制限がない自治体が8割を占める。

図表 28 「副食費の免除範囲の拡大等（幼稚園）」の対象となる世帯年収

	回答	割合
1	世帯年収360万円以上で独自に設定した水準未満の世帯（水準： ）	6.72%
2	世帯年収にはよらずすべての世帯	83.21%
3	その他	10.07%

N=268

(3) 幼児教育・保育の無償化の影響に関する認識

幼児教育・保育サービスの利用人数の増減以外の影響については、「あてはまるものはない」が7割程度である。

図表 29 幼児教育・保育サービスの利用人数の増減以外の影響

	回答	割合
1	延長保育、預かり保育、休日保育等の基本サービス以外を利用する方が増えた	24.50%
2	一時預かりやベビーシッター等、1回ごとの利用のサービスについて、その利用回数・頻度が増えた	5.90%
3	その他	4.54%
4	あてはまるものはない	69.42%

N=1102

「延長保育や預かり保育、休日保育等の基本サービス以外を利用する方が増えた」と指摘する回答が1/4程度存在。また、自治体の規模別にみると、中核市でやや割合が高い。

図表 30 幼児教育・保育サービスの利用人数の増減以外の影響(自治体の規模別)

	回答	都道府県	政令市	中核市	その他	全体
1	延長保育、預かり保育、休日保育等の基本サービス以外を利用する方が増えた	15.79%	18.75%	36.73%	24.32%	24.50%
2	一時預かりやベビーシッター等、1回ごとの利用のサービスについて、その利用回数・頻度が増えた	10.53%	18.75%	8.16%	5.41%	5.90%
3	その他	7.89%	0.00%	12.24%	4.10%	4.54%
4	あてはまるものはない	76.32%	68.75%	53.06%	69.97%	69.42%

無償化の実施前後での、事務負担の状況の変化については、7割が「増えた」または「やや増えた」と回答している。

図表 31 無償化の実施前後での、事務負担の状況の変化

	回答	割合
1	事務負担が増えた	53.49%
2	事務負担がやや増えた	19.04%
3	事務負担は変わらない	10.88%
4	事務負担はやや減った	5.26%
5	事務負担は減った	1.45%
6	わからない	9.88%

N=1103

増えた事務負担の内容としては、「給付事務関連」を挙げる自治体が9割を超えている。「給付事務以外の事務」、「保護者対応」についても、それぞれ半数以上の自治体が負担の増大を指摘している。

図表 32 増えた事務負担の内容

	回答	割合
1	事務に係る作業量・時間（給付事務関連）	94.38%
2	事務に係る作業量・時間（上記以外に関する事務関連）	62.38%
3	保護者対応に要する時間	50.38%
4	その他	4.75%
5	あてはまるものはない	0.13%

N=800

無償化に対する評価については、「評価している」、「やや評価している」が67%となっている。

図表 33 幼児教育・保育の無償化に対する評価

	回答	割合
1	非常に評価している	20.51%
2	やや評価している	46.55%
3	どちらともいえない	28.86%
4	あまり評価していない	3.18%
5	まったく評価していない	0.91%

N=1102

無償化の影響・効果として評価できるものとしては、「保護者の経済的負担軽減」が96.3%と最も多く、次いで「より多くの方が保育・幼児教育を受けられる」が45.8%である。

図表 34 無償化の影響・効果として評価できるもの

	回答	割合
1	より多くの方が保育・幼児教育を受けられる	45.78%
2	保護者の経済負担低減につながる	96.28%
3	保護者が、子どもに係る費用を増やせる	37.99%
4	子どもを持つことや、より多く持つことを希望する家庭がふえる	17.14%
5	基本サービス以外の利用の拡大につながる	3.54%
6	保護者が、家庭のライフスタイルや子どもに合った施設を選択しやすくなる	17.41%
7	その他	1.27%
8	あてはまるものはない	1.45%

N=1103

無償化による課題として感じているものとしては、「行政側の事務負担が大きい」が最も多く64.7%、「施設側の事務負担が大きい」が47.6%となっている。

図表 35 無償化による課題として感じているもの

	回答	割合
1	行政側の事務負担が大きい	64.73%
2	施設側の事務負担が大きい	47.60%
3	保護者の子育てに係る経済的負担の軽減をより充実すべき	23.93%
4	幼児教育・保育の質の向上を優先すべき	31.37%
5	待機児童対策をより優先すべき	15.41%
6	その他	8.79%
7	あてはまるものはない	10.34%

N=1103

幼児教育・保育の質の向上のための取組としては、「教諭・保育士のスキルアップ」が47.1%と最も多く、「幼児教育・保育施設と小学校の連携強化」が34.85%と続いている。

図表 36 幼児教育・保育の質の向上のための取組

	回答	割合
1	教諭・保育士の配置改善	28.31%
2	教諭・保育者の処遇改善策の実施（独自加算、家賃補助制度等）	23.50%
3	教諭・保育士のスキルアップ（研修の実施等）	47.10%
4	幼児教育・保育施設と小学校の連携強化	34.85%
5	幼児教育センター、保育センターの機能強化	5.63%
6	その他	5.26%
7	あてはまるものはない	25.32%

N=1102

自治体の規模別にみると、政令市、中核市は、その他の自治体に比べ、総じて施策の実施率が高い。

図表 37 幼児教育・保育の質の向上のための取組（自治体の規模別）

	回答	都道府県	政令市	中核市	その他	全体
1	教諭・保育士の配置改善	21.05%	50.00%	53.06%	27.03%	28.31%
2	教諭・保育者の処遇改善策の実施（独自加算、家賃補助制度等）	15.79%	87.50%	46.94%	21.62%	23.50%
3	教諭・保育士のスキルアップ（研修の実施等）	78.95%	87.50%	73.47%	43.94%	47.10%
4	幼児教育・保育施設と小学校の連携強化	36.84%	56.25%	42.86%	34.03%	34.85%
5	幼児教育センター、保育センターの機能強化	39.47%	25.00%	16.33%	3.50%	5.63%
6	その他	7.89%	6.25%	6.12%	5.11%	5.26%
7	あてはまるものはない	10.53%	6.25%	4.08%	27.23%	25.32%

無償化の取組のうち国の無償化施策の実施後に自治体として開始したものとしては、約 65% が「あてはまるものはない」と回答している。ただし、約 1 割が「教諭・保育者の処遇改善の実施（独自加算、家賃補助制度等）」と回答している。

図表 38 国の無償化施策の実施後に開始したもの

	回答	割合
1	教諭・保育士の配置改善	5.58%
2	教諭・保育者の処遇改善策の実施（独自加算、家賃補助制度等）	11.17%
3	教諭・保育士のスキルアップ（研修の実施等）	6.80%
4	幼児教育・保育施設と小学校の連携強化	7.89%
5	幼児教育センター、保育センターの機能強化	3.52%
6	その他	2.67%
7	あてはまるものはない	65.29%

N=824

(4) 保護者の変化

保護者からの要望・相談等の頻度や回数の変化については、「1. 幼児教育・保育施設への入園についての要望・相談」、「2. 無償化の制度・内容についての要望・相談」について、「相談が増えた」、「やや増えた」と回答している割合が比較的高く、約 4 割となっている。

図表 39 保護者からの要望・相談等の頻度や回数の変化

	回答	1. 幼児教育・保育施設への入園についての要望・相談	2. 無償化の制度・内容についての要望・相談	3. 施設で提供する保育・幼児教育の内容についての要望・相談	4. 保育・幼児教育施設以外の、子育て関連サービスの利用についての要望・相談
1	要望・相談は増えた	18.63%	21.91%	10.02%	10.22%
2	要望・相談はやや増えた	25.75%	27.15%	17.70%	18.28%
3	特に変化はない	41.20%	36.89%	55.81%	54.08%
4	要望・相談はやや減った	0.28%	0.47%	0.19%	0.19%
5	要望・相談は減った	13.86%	0.47%	0.19%	0.19%
6	わからない	0.28%	13.11%	16.10%	17.06%
		N=1068	N=1068	N=1068	N=1067

無償化による各家庭の子育て負担への影響については、7 割以上が「保護者・家庭への負担軽減になっている」と回答している。

図表 40 無償化による各家庭の子育て負担への影響

	回答	割合
1	保護者・家庭の負担軽減になっている	36.17%
2	どちらかというと保護者・家庭の負担軽減になっている	39.46%
3	どちらともいえない	9.89%
4	どちらかというと保護者・家庭の負担増となっている	0.45%
5	保護者・家庭の負担増となっている	0.28%
6	わからない	13.75%
		N=1103

3. アンケート調査結果の整理

(1) 主な調査結果

- ・ 無償化の影響による施設利用希望者の増減については、約半数が「横ばい」と回答しているが、1歳児以上では、「増加」、「やや増加」との回答がいずれも約3割近くあった。
- ・ 認可保育所公立・私立、幼保連携型認定こども園・私立の3施設で特に希望者が増加した。
- ・ 何らかの独自施策を行っている自治体が8割以上存在する。実施している施策が多いのは、「国基準に対する保育料(0～2歳児)の独自軽減」(55.7%)、次いで「国基準以上の多子世帯への保育料減免」(44.9%)、「保育所に対する副食費の免除範囲の拡大」(39.1%)である。
- ・ 無償化の影響としては、「あてはまるものがない」が約7割で最多。ただし延長保育等の特別保育の利用者が増加したとする回答も24.5%あった。
- ・ 無償化を「非常に評価している」、「やや評価している」と回答している自治体は合わせて67%。(昨年度の施設向け調査は45%、保護者調査は75%が肯定的に評価)
- ・ 質の向上のための取組としては、「教諭・保育士のスキルアップ」が47.1%で最も多く、「幼児教育・保育施設と小学校の連携強化」が続く。
- ・ 「保護者・家庭への負担軽減になっているか」という問いに対して、75%が肯定的に回答。(昨年 of 保護者調査では保護者の6割以上が「家計に余裕が出た」と回答)

(2) 調査結果からの示唆

- ・ 無償化に関して、自治体の評価は総じて高い。
- ・ 何らかの独自施策を行っている自治体は多く、国の無償化が独自施策の拡充等に影響を及ぼしている可能性が想定される。
- ・ 自治体の認識として保護者・家庭における負担軽減につながっているとの認識が大きく、無償化による保護者・家庭への好影響があると考えられる。
- ・ 無償化以外にも、自治体は、「教諭・保育士のスキルアップ」など、保育の質の向上の取組を実施している。

第3章 自治体ヒアリング調査

1. ヒアリング調査の概要

自治体ヒアリング調査の概要は以下の通り。ヒアリング項目ごとに各自治体から聞き取りした内容を整理する（自治体ごとのヒアリングのまとめは参考資料 2 参照）。

図表 41 ヒアリング調査概要

調査名	幼児教育・保育の無償化の効果等に関するヒアリング
調査目的	アンケート調査で聴取した内容の深堀、具体的内容の把握
調査対象	アンケートに回答した自治体のうち、 ・無償化関連施策を複数実施している自治体 ・国の無償化施策実施後に関連施策を開始・強化した自治体 ・幼児教育・保育の質の向上、子ども・子育て施策に注力していることがわかる自治体。 最終的には以下の自治体に対してヒアリングを行った。 （※詳細は次表の通り） ・都道府県 3 自治体 ・政令指定都市・中核市・特別区 3 自治体 ・一般自治体 3 自治体
実施数	合計 9 自治体
ヒアリング項目	I. 幼児教育・保育の無償化に関連する施策について 1. 幼児教育・保育の無償化に関連する施策の内容 2. 独自施策実施の背景や経緯・今後の方針 3. 施策の対象範囲、減免・補助する金額とその設定に関する考え方 4. 施策の効果 5. 施策の実施に関する課題と対処方針 II. 幼児教育・保育の質向上、子ども・子育て世帯への支援等に関する施策について 1. 幼児教育・保育の質向上に関連する施策の内容 2. 子ども・子育て世帯への支援に関連する施策の内容 3. 施策実施の背景や経緯・今後の方針
調査手法	オンライン会議および電話会議で実施
実施期間	2023 年 2 月～3 月

図表 42 ヒアリング調査対象自治体の基礎情報

	基礎情報
都道府県 A	・人口:100～150 万人 ・15 歳未満人口比率:11% ・無償化施策の数:3 施策 ・質の向上施策:1 施策
都道府県 B	・人口:200～250 万人 ・15 歳未満人口比率:11% ・無償化施策の数:0 施策 ・質の向上施策:4 施策
都道府県 C	・人口:100～150 万人 ・15 歳未満人口比率:11% ・無償化施策の数:2 施策 ・質の向上施策:3 施策
中核市等 A	・人口:20～30 万人 ・15 歳未満人口比率:12% ・無償化施策の数:5 施策 ・質の向上施策:2 施策
中核市等 B	・人口:30～40 万人 ・15 歳未満人口比率:14% ・無償化施策の数:6 施策 ・質の向上施策:2 施策
中核市等 C	・人口:50 万人以上 ・15 歳未満人口比率:12% ・無償化施策の数:7 施策 ・質の向上施策:4 施策
その他市町村 A	・人口:1 万人未満 ・15 歳未満人口比率:12% ・無償化施策の数:4 施策 ・質の向上施策:3 施策
その他市町村 B	・人口:1～3 万人 ・15 歳未満人口比率:10% ・無償化施策の数:4 施策 ・質の向上施策:2 施策

その他市町村 C	・人口:40～50 万人 ・15 歳未満人口比率:11% ・無償化施策の数:3 施策 ・質の向上施策:4 施策
----------	--

(注 1) 無償化施策の数は、アンケート調査の問 7、問 9 の内容を集計したもの。

(注 2) 質の向上施策の数は、アンケート調査の問 24-1 を集計したもの。

(1) 無償化に関する施策の内容、施策実施の背景・経緯

都道府県 A	【主要な施策の内容】 ・ 保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業として、令和 3 年 9 月分から、県独自で 0～2 歳児への国基準保育料の 1/2 補助を市町村と連携して行っている(所得階層を指定して実施)。残りの 1/2 について、独自に補助している自治体も多く、実質無償になっている自治体も多い。 【施策実施の背景・経緯】 ・ 国の無償化の対象外となっている 0～2 歳児を持つ世帯への支援も必要という判断に基づき、施策の検討が行われた。 ・ 保育サービスについては、基本的に市町村事業であり、提供主体である市町村の理解と協力がなければ実施することができないため、市町村の意見を十分に聞きながら事業の進め方を丁寧に協議したうえで、実施に至った。 ・ 県内の市町村には、国の施策および県の施策を受けて、独自施策を追加する自治体もある。
都道府県 C	【主要な施策の内容】 ・ 県独自の取組として第3子以降のいるすべての世帯を対象に、0～2 歳児について、世帯年収約 470 万円までの世帯の児童は保育料の全額、それ以外は保育料の 1/2 を補助している。市町に対して補助を行っており、県下の市町には市町独自でさらに補助を追加しているケースもあり、全世帯無償になっている自治体もある。 ・ 副食費については、世帯における第 3 子以降の副食費の負担を軽減している。 【施策実施の背景・経緯】 ・ 多子世帯を対象とする支援策は、国の無償化施策よりも前から実施しており、国制度の変遷に伴い、事業内容も拡大してきた。 ・ 住民に対するアンケートの結果、多子世帯では経済的な負担感が大きいこと、理想の子ども数と実際の子ども数にずれがあることが分かった。また、子育て世帯のなかで、国の無償化施策の対象になる世帯とならない世帯があることも施策実施の背景になっている。 ・ 副食費は、これまで保育料に含まれていたため、一部の層は国の無償化施策により逆に実費徴収が必要になった。その分の負荷をカバーするために県独自で補助することになった。

中核市等 A	【主要な施策の内容】 ・ 令和 2 年から 0～2 歳児に独自の補助を行ってきたが、令和 5 年度からは県が国の標準徴収基準額の 1/4 相当、その他を市が補助する形で保育料を無償化することが決まっている。 ・ また、世帯年収 550 万円未満の家庭の第 2 子の認可施設利用者の無償化、同条件の認可外施設利用者には利用料補助(42,000 円まで)年収 550 万円未満世帯の副食費軽減(4,500 円まで)を実施している。 【施策実施の背景・経緯】 ・ 市として行っていた無償化施策は、国の無償化施策により、市の財源に余裕が生まれ、この費用を有効に使えないかという事で内容を検討し、予算の範囲でできる階層までの支援策を講じたのがはじまり。 ・ 保育料と給食費はどの園に通っていても一定程度の幅に収まっている(一方、教材等は費用のばらつきが大きい)ため、保育料と給食費に予算を割くことになった。 ・ 市として追加の施策でどのようなことをするかを検討する際は、他の中核市や、近隣都市の施策を参考にしている。
中核市等 B	【主要な施策の内容】 ・ 第 2 子保育料、3～5 歳児副食費を無料にしている。 ・ 市内全公立幼稚園で給食実施し、副食費無料としている。 ・ 認可外保育所利用料について、月 64 時間以上の人には市単独で補助している。 ・ その他、第 2 子以降の待機児童がいる世帯に対して、待機児童が解消するまでの臨時的な措置として、対象児童 1 人当たり一律月額 1 万円を支給する経済的支援を行っている。 ・ 認可外保育施設等を利用している第 2 子以降の児童を養育する世帯に対して、待機児童が解消するまでの臨時的な措置として、補助金(月額 2 万円限度)を支給する経済的な負担軽減を行っている。待機児童関係なく、月契約している第 2 子以降の認可外利用者には保育料部分のみ月額上限 2 万円補助している。 【施策実施の背景・経緯】 ・ 国の無償化施策以前から無償化施策を推進してきた。第 2 子を対象としている理由は、多子世帯の出産・子育てにかかる経済的負担を軽減し、サポートする意図があるためである。

中核市等 C	0～2歳児に対する独自軽減、国基準以上の多子世帯への保育料減免、新制度対象外の幼稚園利用者への利用料補助、認可外利用者（東京都認証保育所利用者）への補助、副食費の免除を独自に行っている。 【施策実施の背景・経緯】 - 国による無償化前から、0～2歳児の保育料も低く設定しており、それを継続している。 - 新制度対象外の幼稚園利用者の補助も、以前から所得制限なしで負担軽減を行っていた。 副食費は、対象児童と非対象児童を分けて徴収することが施設の負担になる懸念があったため、全園児を対象とした。
その他市 町村 A	【主要な施策の内容】 - 平成 28 年度以降、全未就学児の保育料を完全無償化した。その他、未就園児への補助や、一時保育料の減免、延長保育料の補助、副食費無償化等を行っている。 【施策実施の背景・経緯】 - 移住促進策の一環として各種子育て支援策を充実させている。背景は、「消滅可能性都市」としての危機感と、人口ビジョン総合戦略で「子育てと教育の充実した町」を目標として設定したことである。 - 移住先として選んでもらうことを考えた際に、移住者からみたら都市部より所得が下がってしまうことから、生活コスト、子育てコストを下げて魅力を向上したいという意図で無償化施策が立案された。 - 無償化関連施策は、国による無償化以前から行っていた。また、基本的な保育料の無償化だけでなく、一時保育利用料の減免、こども園の魅力化、保育に係る施設の充実等、子育て環境の魅力向上は平成 27 年頃からとくに強化してきた。 - 全年齢を対象として育ちや教育を取り巻く環境を充実させていく方針であるため、乳幼児期以外の学童期までの育ちや学びを充実させる施策（自然を生かした教育、スポーツなどの分野における外部講師の活用、英語教育助手の配置強化など）も充実させている。 - 就園していない児童の一時保育への減免措置は、国や町の無償化施策により恩恵を得ることのできない層への支援として発案されたものである。
その他市 町村 B	【主要な施策の内容】 0歳児からすべての児童に対し保育料、副食費を無償化している。

	【施策実施の背景・経緯】 ・ 女性の就労率が高く、1 年程度の育休をとってから復帰する人が多いこと、近年は核家族化が進んできているという状況を把握していたことから、従来から子育て支援策には予算を割いていた。無償化を機に、独自に 0～2 歳も無償化にすることになった。 ・ 国による無償化が通知された時に計算してみたところ、これまで市が持ち出していた金額と比較して、市の負担分がある程度減ることがわかり、それを市長に報告しつつ、その枠を使ってほかの年齢にも無償化を拡大するという検討をし、実現した。その時に試算とロジックづくりをしていなかったら、実現は難しかったと思われる。
その他市 町村 C	【主要な施策の内容】 ・ 国基準に対する保育料(0～2 歳)の独自軽減、国基準以上の多子世帯への保育料減免、認可外保育施設通園者(0～2 歳児)に対する利用料補助を実施。 【施策実施の背景・経緯】 ・ それぞれの取組は国の無償化を契機としたものではなく、以前から取り組んでいた内容を継続しているものである。 ・ これらの背景としては平成 27 年閣議決定の少子化対策大綱を受けてはじめられている。少子化対策という観点で検討し、それぞれ開始されている。

【まとめ、得られた示唆】

- ・ 一定数の自治体は、国による無償化政策実施前から、子育て費用負担軽減による独自の少子化対策、移住・定住促進策として無償化関連施策を行っている。これらの自治体においても、国の施策実施により、財源に余裕ができ、施策を拡充することができるようになった自治体がみられる。
- ・ また、市区町村の中には、国による施策やそれを受けた都道府県の施策の展開を受け、市区町村独自の支援を拡充した例もある。
- ・ 独自に無償化関連施策を充実させている自治体のうち、国の無償化施策実施後に施策を実施、強化した自治体の一部は、国の無償化の対象外になっている層への支援(負荷の軽減、不公平感の緩和)を目的として施策を展開している。
- ・ また、同じ都道府県の自治体同士、また隣接自治体の同規模自治体同士はお互いに施策を参考にし合っていることから、国の施策を受けて実施されている自治体の独自施策が、他の自治体の政策形成の流れをつくっている面がある。
- ・ 国による無償化施策は、従来から負担軽減施策を行っていた自治体の施策の拡充(対象者

の拡大、補助額の上乗せなど)につながっており、また、負担軽減策を行っていなかった自治体に対しては、独自施策の推進を展開するきっかけを与えていると考えられる。

(2) 無償化施策の対象範囲、減免・補助する金額とその設定に関する考え

都道府県 A	・ 国基準に対する保育料(0～2歳児)の独自軽減は、所得基準で第3階層、第4階層の家庭を対象に県として1/2の補助を実施している。 ・ 多子等は考慮せず、第1子から一律での対応としている。国の無償化も(3歳児以上は)第1子からであり、それに沿う形としている。認可外保育施設等の利用者に対する負担軽減も、国の施策に準じる形で基本的に展開している。そこからさらに上乗せする等は市町村に検討してもらうというのが前提である。
都道府県 C	保育料の軽減、副食費の軽減ともに第3子以降を対象としている。 ・ 県民に対するアンケート等で、実際の子どもの数と、持ちたかった子どもの数にギャップがあることがわかっていった。また、多子世帯は保育料の負担感が強いこと、0～2歳児は一部世帯しか無償化の対象にならないことを把握していた。そのためとくに多子世帯への支援になるように、保育料と副食費の軽減、補助拡充制度を設計した。
中核市等 A	・ 独自に行ってきた0～2歳児向けの保育料補助は、国による無償化施策が決まった際にできた財源の余裕でカバーできる範囲で設定した。 ・ 認可外施設利用者の多くは院内保育施設の利用者である。副食費補助の4,500円という金額は、国の示している標準金額、認可外対象の42,000円は国の非課税世帯向けの利用料補助の上限額に合わせたものであり、ともにほぼ家庭の支出全額を賄える料金設定になっている。
中核市等 B	・ 第2子以降の出産・育児を支援する意図がある。出産した人への経済的負担軽減を重視している。 ・ もともと第2子以降の保育料無償化(他の要件なし)をうたっていたため、国の無償化が始まってからも同様にしている。 ・ 副食費ももともと保育料の中に含まれており無償化していた。国の無償化策により副食費が保護者負担になったため、その分を市が負担することにした。
中核市等 C	・ 0～2歳児への保育料補助は、国の無償化以前から行っているものを継続している。新制度対象外の幼稚園利用者への補助も以前から行っており、無償化を機に制度を検討し直し、金額を31,000円に引き上げた。この金額は、当時の平均保育料を参考にして設定した。
その他市町村 A	・ 保育料は、すべての家庭への負担軽減による町の魅力向上を狙いとしているため、全員を対象としている。 ・ 延長保育に対しても上限を設定して減免措置を行っているが、フルに延長保育を利用してもほぼ自己負担がない程度の金額設定にしている。

その 他 市 町村 B	・ 国の無償化がはじまった際に、財源に余裕ができたため、全員無償にした場合の支出を算出し、耐え得る費用だったために実施に至った。 ・ 給食に関しては、従来から主食は持参してもらっているため、副食費を無償化した。もともと県の制度で副食費は 1/2 県補助、1/2 市補助になっていた。国の無償化により、児童によって一部は無償、一部は従来どおり県 & 市で補助、と計算が複雑になってしまったこともあり、国の無償化により浮いた予算で全年齢無償にした。
その 他 市 町村 C	・ 0～2 歳の保育料独自軽減は国基準に対して 80% 超と高めの設定となっているが、これは以前から手厚く補助していたことが継続されているものである。（平成 19 年に設けており、原則据え置き）

【まとめ、得られた示唆】

- ・ 自治体のなかには、対象を一律で無償にしている自治体のほか、多子世帯の負担軽減を重視し、多子要件を緩和している自治体、所得階層要件を緩和している自治体などさまざまなパターンがある。
- ・ また、各施策の対象範囲や補助額の決定に際しては、国の無償化施策により余裕が出た予算を施策の追加や補助額の拡充、補助対象者の範囲拡大に振り分けた自治体もあり、国の無償化施策は、すでに各種施策を行っていた各自治体に対しても、施策をさらに拡充する効果を与えている面がある。
- ・ 多子要件や所得要件の対象拡大など、独自施策の対象となる要件の設定に当たっては、「国に準じた要件にする（3～5 歳児で適用されている条件を 0～2 歳児にも当てはめる、など）」、「国の無償化の対象にならない層のうち、次に支援の必要性が高いと考えられる層を対象とする（非課税世帯の次の階層を対象とする）」などと回答している自治体がみられ、国の無償化施策の設計が、各自治体の制度設計の参考になっていることがわかる。

(3) 施策の効果

都道府県 A	・ 段階的負担軽減事業による支援を踏まえて実質負担ゼロとしたり、負担軽減の範囲を拡大したりしている市町村もあり、負担軽減・無償化が広がっていく流れにある。
都道府県 C	・ 多子世帯の負担軽減という目的に対する、具体的な効果までは把握できていない。
中核市等 A	・ コロナもあり、子どもの数が減っているため、明示的に効果を把握することは難しい。施設整備を進めたこともあり、平成 28 年から期初待機児童はゼロ、令和 2 年以降は期中もゼロであり、就園率（保育を利用する児童の数/児童の総数）も令和 2 年が最大であった。
中核市等 B	・ 施策の効果として、現役世代の転入数は目に見えて多い。保育所の利用率が高いことから子どもが増えている可能性がある。 ・ 無償化をはじめとする子育て世帯応援策の展開により、現役世代の転入数は目に見えて増加した。 ・ 従来から保育料の負担軽減策を行っていたが、国による無償化施策によりこれまで市として負担していた分の財源が浮き、さらにほかの施策を展開できるようになった。
中核市等 C	・ 家庭の負担を軽減することが第一の目的でありつつ、その先には子どもを増やしたいという狙いがある。ただし、残念ながら子どもは減少している。近隣自治体にも似たようなことをしているところがあるが、そういった制度を設けている自治体に人が流れているかというところというわけでもない。 ・ 細かい話になるが、無償化により、認証保育所の利用者減少が緩やかになった。待機児童解消の流れにより、認証の利用者数が減り続けており、施設の経営を圧迫する懸念があったが、その傾向が緩和された。利用者にとっての選択肢が維持できているといえる。
その他市町村 A	・ 独自の無償化施策等により、移住者の増加、子どもの数の回復がみられた。これは、無償化施策単体＝乳幼児期の経済的負担軽減のみならず、幼児期から高校までの一貫した質の高い教育を追求する施策などを一体的に行った成果と捉えている。
その他市町村 B	・ 各施策は確実に保護者の負担軽減にはなっているが、施策を開始してしばらくすると、「無償で当たり前」という受け取られ方をするようになる。結果的に、他の子ども関連の費用もすべて無償化してほしいと望まれるようになり、どのように受け止めてもらうのが難しい。 ・ 無償化制度が始まった当時、施設運営者からは、保育利用希望者が急増して質が下がることを懸念する声が挙がっていた。実際は、就園率（保育を利

	用する児童の数/児童の総数)の上昇は見られたものの、児童の総数が減ったので懸念していたような事態にはならなかった。 ・ 無償化施策導入時に、施設にとっても市にとっても事務手続き上は苦勞しないよう制度を設計した。そのため事務や手続きに関する大きな問題は発生しなかった。
その 他 市 町 村 C	・ 少子化対策として考えると一概に効果を言うことは難しい。

【まとめ、得られた示唆】

- ・ 一部、無償化施策単体ではなく、魅力的な地域づくりに関する施策（移住推進策、乳幼児期～青年期の一貫した教育環境の魅力向上）を実施している自治体においては、移住による住民・子ども数の増加や出生率の維持・向上などの効果がみられた。
- ・ ただし、多くの自治体では、コロナ禍もあり、直接的に出生率の向上や人口増につながっているわけではない。ただし、前述の(1)で記載した通り、国による無償化施策は、各自治体の施策の新設、拡大につながっているとみられる。また、従来から保育料の無償化や補助を行っていた自治体でも、国の無償化施策により財政に余裕ができ、さらに保育料無償化の範囲の対象者の拡大や、その他施策の新設・充実に予算を回すことができるようになったという効果がみられた。
- ・ また、子どもの数自体は減少したが、就園率（全体の乳幼児の数に対する、保育施設等の利用者の割合）が上がったという自治体がみられ、幼児教育・保育を必要とする家庭、児童が受けたいサービスを受けることにつながったと考えられる。

(4) 施策の実施に関する課題、対応方針

都道府県 A	運用面でもとくに課題は生じていない。今後も、市町村との丁寧な議論を続けていく。
都道府県 C	国の無償化施策の導入により、認可外保育施設利用者への給付費の交付事務が発生したため、その点での事務作業が増えた。また、市町から県、また、保護者から市町への質問も増え、対応の負荷は上がった。
中核市等 A	認可外施設利用者への給付手続きに関しては、認可施設利用者と異なり、納税額も含めた個人情報役所側が把握していないため、その把握のための同意書を取り付けたうえで新たな申請書類を出していただくなど、事務手間が多い。
中核市等 B	- もともと第2子以降無料だったところ、国の無償化開始時に、国と重ならないように設計し直す難しさがあった。 - 認可外は国の無償化の対象でも申請しないとお金を返せない制度なので当初PRに課題があった。市民であれば、ほかの自治体にある認可外を使っても補助対象になるが、申請してもらわないと把握ができなかった。
中核市等 C	無償化の影響としては、幼稚園の入園希望者が減少した。
その他市町村 A	(無償化が引き起こしている課題ではないが)無償化をはじめとし、さまざまな保育、子育て関連支援策を行っているなかでも、地方都市には実現しづらいことがある点に課題を感じている。例えば、本自治体では、対応できる小児専門医が近隣にいないため、病児保育を実施できていない。 - また、未満児の入園率が高いと、人数に見合う保育教諭の採用配置が必要だが人材確保が難しくなるという課題はある。
その他市町村 B	- 各施策は確実に保護者の負担軽減にはなっているが、施策を開始してしばらくすると、「無償で当たり前」という受け取られ方をするようになる。結果的に、他の子ども関連の費用もすべて無償化してほしいと望まれるようになり、どのように受け止めてもらうのが難しい。 - 無償化制度が始まった当時、施設運営者からは、保育利用希望者が急増して質が下がることを懸念する声が挙がっていた。実際は、就園率(保育を利用する児童の数/児童の総数)の上昇はみられたものの、児童の総数が減ったので懸念していたような事態にはならなかった。 - 無償化施策導入時に、施設にとっても市にとっても事務手続き上は苦労しないよう制度を設計した。
その他市町村 C	第3子無償化で対象拡大している部分については、対象範囲から外れている方からの問い合わせが多く、負担が増えるという声がある点などは課題と

	は考えている。
--	---------

【まとめ、得られた示唆】

- ・ 独自で支援策を追加している自治体を中心に、事務コストが増加したとする自治体が多い。とくに0～2歳児の保育料補助や給食費の補助に関しては、国の無償化の対象家庭、市町区村独自の施策の対象家庭がそれぞれ存在することにより、補助額の算出や支給の事務の負荷が高いとの指摘があった。施設、基礎自治体、都道府県いずれにとっても負荷の少ない対応が期待されている。
- ・ 認可外施設利用者への補助については、保育料の納付に自治体に関与していないため、接点がない家庭や施設への補助になり、保護者や施設への補助制度の周知、補助金交付のための手続き(所得の確認、補助額の算定、給付事務)に手間がかかったとの指摘が複数あった。
- ・ また、補助金を出すようになって数年が経つと、住民からは補助があることが当たり前と認識され、他の施策では補助が出ないのか、無償にならないのかという意見を受けるようになるという指摘もあった。無償化施策のメリットや重要性をPRしていくことも重要と考えられる。

(5) 幼児教育・保育の質向上に関連する施策

都道府県 A	・ 保育士等のスキルアップ(研修実施)としては、大きく2つ実施している(平常時)。 ・ ①保育研究事業 公開保育研修事業:県内の保育所等を会場に公開保育を行い、あわせて保育内容について評価するための検討会を実施。 保育スーパーバイザー研修事業:県内外の大学教授等を「スーパーバイザー」として招聘し、県内の保育所から選ばれた保育士を少数に限定・対象として、定期的に保育計画等の個別指導を行う前期・後期・まとめの年3回ゼミナールを開催し、発表の機会を設ける。 ・ ②保育の質の向上のための研修事業 保育の質の向上を図るため、県が保育所の職員等を対象とする研修を実施する。 ・ いずれも、国の無償化がきっかけではなく、質向上を見据えて比較的以前から取り組んできている。
都道府県 B	・ ①教諭・保育士の配置改善について、県単独の「未満児保育事業」として、1歳児おおむね3人に対し保育士を1人配置するための補助事業を実施している(2歳未満児を3人以上受け入れている私営保育所等において、未満児3人につき保育士1人を配置した場合に必要な人件費を補助)。 ・ ②教諭・保育士のスキルアップ(研修の実施等)について、保育現場におけるリーダー的職員に必要な専門性の向上を図るため、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知に基づき「保育士等キャリアアップ研修」を実施している。 ・ ③幼児教育・保育施設と小学校の連携強化について、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の一層の推進等を目的として、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等の保育士や教職員等による合同研修会を実施している。 ・ ④幼児教育センターの機能強化については、施設類型を問わず管内すべての幼児教育施設において非認知能力の育成をはじめとする幼児教育の質の向上を図るため、令和4年度から幼児教育センターを設置し、訪問研修やオンライン講座、各種説明会等を実施している。
都道府県 C	・ 子どもの数が減っているなかで、質の担保のためには保育士を確保しなければならず保育施設として負担が大きいという声も聞いている。 ・ 配置改善は目下行っていない。配置改善の重要性は理解しつつ、大規模に予算が必要になるため、着手しづらい。こういった大規模な施策はぜひ国に

	主導していただきたい。 ・ 県として、支援センターを令和 3 年に設置し、研修を一元的に実施している。県では人づくり方針を策定し、そのなかで幼児教育・保育の充実を柱の一つに掲げ、知事部局と教育委員会の連携も強化。支援センターは国公立・私立や施設類型の区別なく、乳幼児期の教育および保育に関する保育者への研修を主に行っており、乳幼児期の教育および保育のさらなる質の向上を図っている。共通研修としては特別支援教育や乳児保育など、ニーズの多いテーマの研修を提供している。 ・ 保育業務の忙しさや、コロナ禍により、対面での研修に参加しづらいという声が多かったため、対面研修以外にもオンライン研修、アーカイブ動画の配信などを行っており多くの保育士・幼稚園教諭等が積極的に参加しており、保育者の資質能力の向上につながっている。 ・ 支援センターにはスクールソーシャルワーカー、アドバイザーを数名ずつ配置しており、幼児教育施設・保育施設への訪問支援相談への対応、研修を行っている。
中核市等 A	・ 保育士の安定的な確保と定着が質の向上につながるという前提を置き、保育士確保のための施策を複数実施している。 ①独自事業として、入職 3 年までの保育士の処遇を改善した認可保育所、認定こども園に、該当保育士 1 人当たり 5,000 円分まで給与補助を提供 ②宿舍借り上げ事業 ③独自の奨学金返済補助 ・ 配置基準の独自変更は行っていない。保育士が不足している園もあるなかで配置基準を変えると、保育士不足の園が開園できなくなる恐れがあるため。独自に加配をしている施設が多くあることもわかっており、配置基準を変えるのではなく、加配に対する補助を行ったほうが良いと考えている。保育士の養成学校もあり、一部は地元で働いているが、関東などに出て行ってしまいう人材も多い。また、市内には 100 施設ほど施設があるが、それでも大都会と違って匿名性はないため、市内で(保育士としての)転職はやりづらいようである。 ・ 市内の保育施設からは、コロナ対策、安全対策、事務などの作業が多く、人手が足りないという声が多く聞かれる。当市でも令和 4 年から国の保育体制補助事業の活用を進めている。 ・ 研修事業としては、国の制度を活用して子育て支援研修を行っている。
中核市等 B	・ 市単独で保育士確保・定着のための助成制度。定着支援金。最大 7 年で計 160 万円。初年度 3 カ月 10 万円、1 年 20 万、7 年目で 30 万円。

	・ 宿舍借り上げの助成事業も行っている。 ・ 保育所の総合サポートセンターを設け、元公立保育園の保育士が、質に関し、利用している保育所や保育の中身に不安を持つ保護者の相談にのる。保育の中身の不安などを聞いて解決したり、園に伝えたり第三者的に調整する。 ・ 保育士の民間就職フェア、マッチングも実施。現場を見たい保育士希望者向けに、年1回(5日間)民間保育所を回るバスツアーも実施。応募者は多い、効果もあると聞いている。 ・ 配置基準は独自の基準はないが、国の配置基準を上回る場合は補助を出している。
中核市等 C	・ 東京都は独自に1歳児の配置を1:5としているので、当自治体においても同様の施策となっている。 ・ 保育士確保のための施策としては、国や都の補助に加え、常勤1人当たり1万円を園に支給している。これは平成29年頃からであり、保育士確保のための他の自治体との差別化が狙いである。 ・ 保育士の雇用支援費用、就職フェアの参加費、人材派遣会社の費用などを最大20万円(50%補助)まで補助する制度がある。 ・ 保育士や幼稚園教諭等の定着と勤務意欲向上を目的に、5・10・15年・・・の継続勤務の節目に10万円を支給する制度がある。 ・ 保育士のスキルアップ研修も強化してきている。国や都のメニューに加え、「新人向け」、「園長向け」などの研修も用意している。 ・ 公立の園長経験者などが巡回支援をしているなかで、園によって質にばらつきがあるということがわかってきた。全体を底上げしていくために私立園・公立園・保護者代表によるワーキングにより質のガイドラインを策定した。従来は公立園、私立園でそれぞれ研修の体系も異なっていた。それぞれ良いところがある(私立園は新しい取組をどんどん進めている、等)ため、その長所を伸ばし、普及させることを狙っている。 ・ 質の向上に一番寄与しているのは巡回支援である。最初は自治体の職員が私立園に立ち入ることに対して壁を感じていたが、続けていくことで距離が縮まり、協力体制を組みやすくなった。
その他市 町村 A	・ 職員の働き方改革も進めている。年休平均取得は17日。また、保育のなかでも、質の向上のためノンコンタクトタイムを重視し、子どもから離れる時間をつくっている。 ・ 保育システムの導入も進み、事務の時間も削減。

	・ 会計年度任用職員に「地域おこし協力隊」を 3 人受け入れており、「こども園の魅力向上」に携わってもらっている。さまざまな企画をしてもらっている。こうした新しい取り組みによって保育内容がさらに充実し、質の向上が進んでいる。
その 他 市 町村 B	・ 質の向上策として教育アドバイザーの配置事業を取り入れている。県が教育・保育アドバイザー制度を実施している。市でも専門家に園を巡回してもらい、指導だけでなく悩みの相談なども受けてもらっている。障害児対応に関する悩みなどが多いと聞いている。必要に応じてその場でアドバイスをしたり、支援学校の教諭など外部の人につないだり、県のアドバイザーにつないだり、といった柔軟な対応をしている。1 カ月に 1 回程度各園を回っていただきたいところだが、コロナでそこまでの回数は回れていないところが悩みである。
その 他 市 町村 C	・ 保育の質向上に関連する取組は、施設向けの支援が中心。保育士確保における採用、継続雇用に関するものと保育士の配置に関するものを、県や国の補助金を活用しつつ市独自に補助する等で実施。 ・ 保育士確保の、根幹は市独自手当。手当は保育士等に対して月額 48,000 円から 78,000 円を上乗せして支払っている(48,000 円からスタート)。財源としては県の補助(1 万円強)に市が独自に上乗せして補助。手当の対象となるのは認可保育所、認定こども園、小規模保育施設といった施設。 ・ このほか、就職支援貸付金という制度も設けている。祝い金のような形で 10 万円貸付、2 年間継続勤務すると返済不要となるものである。また、奨学金を借りている保育士に対しては、令和 2 年 4 月から返済支援事業として、新卒から上限 1 万円/月、5 年を期限として返済支援を行っている(上限 90 万円)。 ・ 一人暮らしの方に対しては、国の家賃支援に加えて市の家賃支援 3 万円を追加している。 ・ 保育士の処遇を安定させることで、入職促進を図り、継続的に働いてもらうことで質の確保にもつながると考えている。結果として人材不足で定員まで利用者を受け入れられないという施設はない。市内の施設は設定した上限まで利用を受け入れられるという状況となっている。 ・ 施設向け、保育士の処遇面以外の取組としては、小規模保育施設等に対して、年 3 回利用支援コンシェルジュを派遣している。市では保育の質ガイドラインも策定しており、それを基にした助言等を行っている。巡回指導等以外では、保育課主催の研修会も実施している。公立以外も含めた施設を対象に案内を流している。近時は、Zoom や動画配信方式で実施している。

【まとめ、得られた示唆】

- ・ 職員の配置改善、処遇改善は重要性が高いと認識し、配置の見直しを独自に行ったり、独自に手当てを出したりしている自治体も多い。
- ・ ただし、ヒアリングのなかでは、コストがかかるため取り組みに限界があるという指摘もあった。

2. ヒアリング調査結果の整理

(1) 主な調査結果

【無償化施策の内容と経緯】

- ・ 一定数の自治体は、国による無償化政策実施前から、子育て費用軽減による独自の少子化対策、移住・定住促進策として無償化関連施策を行っている。これらの自治体においても、国の施策実施により、財源に余裕ができ、施策を拡充することができるようになった自治体がみられる。
- ・ 市区町村のなかには、国による施策やそれを受けた都道府県の施策の展開を受け、市区町村独自の支援を拡充した例がみられた。
- ・ 独自に無償化関連施策を充実させている自治体のうち、国の無償化施策実施後に施策を実施、強化した自治体の一部は、国の無償化の対象外になっている層への支援（負荷の軽減、不公平感の緩和）を目的として施策を検討・推進している。
- ・ また、同じ都道府県の自治体同士、また隣接自治体の同規模自治体同士はお互いに施策を参考にし合っていることから、国の施策を受けて進められた 1 つの自治体による独自施策が、他の自治体の政策にも影響を与えている面がある。

【幼児教育・保育の無償化に関する施策の内容、施策実施の背景・経緯】

- ・ 自治体のなかには、対象者を一律で無償にしている自治体のほか、多子世帯の負担軽減を重視し、多子要件を緩和している自治体、所得階層要件を緩和している自治体などさまざまなパターンがある。
- ・ 多子要件や所得要件の対象拡大など、対象者の要件設定に当たっては、「国に準じた要件にする（3～5 歳児で適用されている条件を 0～2 歳児にも当てはめる、など）」、「国の無償化の対象にならない層のうち、次に支援の必要性が高いと考えられる層を対象とする（非課税世帯の次の階層を対象とする）」などと回答している自治体がみられる。
- ・ また、各施策の対象範囲や補助額の決定に際しては、国の無償化施策により余裕が出た予算を施策の追加や補助額の拡大、補助対象者の拡大に振り分けた自治体もあり、国の無償化施策は、すでに各種施策を行っていた各自治体に対しても、施策をさらに拡充する効果を与えた可能性がある。

【施策の効果】

- ・ 一部の自治体では、無償化施策単体ではなく、魅力的な地域づくりに関する他の施策（移住推進策、乳幼児期～青年期の一貫した教育環境の魅力向上）を合わせて実施しており、施策を組み合わせた効果として、移住による住民・子ども数の増加や出生率の維持・向上などがあったとの意見がみられた。
- ・ ただし、多くの自治体では、コロナ禍もあり、直接的に出生率の向上や人口増につながって

いるわけではない。前述した通り、国による無償化施策は、各自治体の施策の新設、拡大につながっているとみられ、その観点でも効果があったものと考えられる。また、従来から保育料の無償化や補助を行っていた自治体でも、国の無償化施策により財政に余裕ができ、さらなる対象者の拡大や、その他施策の新設・充実に予算を回すことができるようになったという効果がみられた。

- ・ 子どもの数自体は減少したが、就園率（全体の乳幼児の数に対する、保育施設等の利用者の割合）が上がったという自治体がみられた。

【施策の実施に関する課題、対処方針】

- ・ 独自支援策を実施している自治体を中心に、事務コストが増加したとする自治体が多い。とくに 0～2 歳児の保育料補助や給食費の補助に関しては、国の無償化の対象家庭、市区町村独自の施策の対象家庭がそれぞれ存在することにより、補助額の算出や支給の事務の負担が高く、保育施設等に対する負担も高くなってしまっているとの指摘があった。
- ・ 認可外利用者への補助については、保育料の納付に自治体が関与していないため、接点がない家庭や施設への補助になり、保護者や施設への補助制度の周知、補助金交付のための手続き（所得の確認、補助額の算定、給付事務）に手間がかかったとの指摘が複数あった。
- ・ 補助金を出すようになって数年が経つと、住民からは補助があることが当たり前と認識され、魅力ある施策（魅力ある施策を行っている）と認識されなくなり、他の施策では補助が出ないのか、無償にならないのかという意見を受けるようになるという指摘もあった。

【幼児教育・保育の質向上に関連する施策】

- ・ 多くの自治体で研修強化、アドバイザー派遣などを行っている。
- ・ 職員の配置改善、処遇改善は重要性が高いと認識し、配置を独自に改善したり、独自に手当を出したりしている自治体も多い（アンケートにおいても、国の無償化施策後に処遇改善を実施・強化した自治体が 1 割存在）。また、教諭や保育士等、従事者による質向上への貢献（研修への参加、保育内容の充実など）に報いることができるようになればより良いだろうという意見もあった。ただし、コストがかかるため取り組みに限界があるという指摘もある点には留意が必要である。

(2) 調査結果からの示唆

- ・ 国の無償化が、従来から負担軽減施策を行っていた自治体の施策の拡充（対象者の拡大、補助額の上乗せなど）、負担軽減策を実施していなかった自治体の独自施策の推進につながっている面がある。
- ・ 各自治体は、多子要件や所得要件の拡大など、施策の対象要件の設定に当たって、国の無償化の条件や対象範囲、優先順位に準じる形で設計するなどしており、国の制度が、各自治体の制度設計の参考になっている。また、国の制度を参考にしつつ、浮いた財源の範囲での要件設定を行うなどしており、国の無償化の条件が、自治体の制度設計にも影響を与えていることがわかる。
- ・ 出生数の増加や移住の増加といった施策の効果がみられた自治体は限定的であった。人口や子どもの数が増えている自治体は無償化関連施策以外にも、総合的にまちの魅力向上に関する施策を行っている。従来から無償化施策を行っていた自治体にとっては、確保できた予算で施策を充実させる、対象を拡大するなどの変化があり、一定の効果が認められる。また、ヒアリング対象自治体の多くは就園率の高まりを指摘しており、幼児教育・保育を必要とする家庭、児童が受けたいサービスを受けられる環境整備につながったと考えられる。
- ・ 無償化は家庭の経済負担を削減しているものの、施設や自治体にとっては給付関連事務の増加という負荷を増大させていることがわかっており、事務的な負荷の低減等の対応も求められる。
- ・ また、施策の実施から年月が経ち、無償化のメリットや効果が住民に理解されていないケースがあるという指摘もあり、無償化のメリットや重要性をこれまで以上に丁寧に PR していくことも重要と考えられる。
- ・ 質の向上に関する施策のなかでも、費用が多くかかる施策（保育士の配置改善や処遇改善等）については、多くの自治体が重要性を認識しつつも、コストの面でその取組に限界があり、財源的な課題等で実施できていないケースがみられる。国による関与、支援を期待する声も挙げられた。

第4章 マクロデータからの検討

1. データ精査・分析概要

本章では、幼保無償化の政策効果を公的統計等のデータを基に確認可能かの検証を実施した結果を示す。検証を実施するにあたり、まずは影響がみられる可能性のある公的統計等の一覧を網羅的に整理した。無償化の前後でデータが存在しないものも多く、本調査においては一定の傾向がみられる可能性のあるデータを整理した。

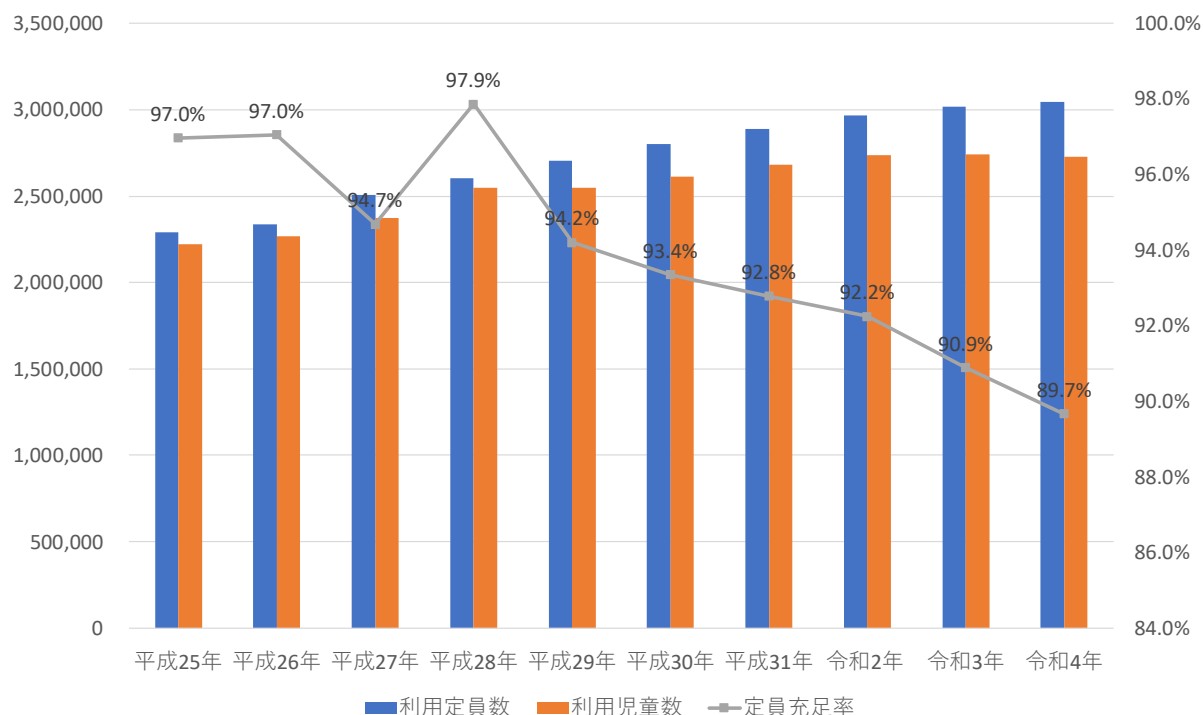
整理した結果、まず指摘できる点として、関連の統計は数も限られており、さらにはそのデータ取得頻度も高くないことが明らかとなった。子ども・子育て分野における政策効果検証の体制に関する検証の観点も含め、関連する可能性が一定程度あると考えられるデータを網羅的に整理した。

図表 43 関連する公的統計等の一覧

No.	統計名	実施	年	概要等
1	幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査	内閣府	2017,2019 ※6-7月実施	公立・私立の幼稚園・保育所・認定こども園等における経営実態や職員給与の状況等を把握することを目的とした調査。 ⇒直近データが無償化前の値、利用できない
2	教育・保育施設等における事故報告集計	内閣府	2015-2021	教育・保育施設等で発生した死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴った重傷な事故等で、期間内に国に報告があったものの件数の集計。 ⇒今回の調査対象と対応しない為対象外
3	保育所関連状況取りまとめ	厚生労働省	2017-2022	保育所等の定員や待機児童の状況及び「新子育て安心プラン」に基づく自治体の取組状況を取りまとめたもの。 ⇒整理対象(待機児童数、無償化割合等)
4	社会福祉施設等調査	厚生労働省	-2021	全国の社会福祉施設等の数、在籍者、従事者の状況等を把握する調査 ⇒No.3のデータと重複
5	就業構造基本調査	厚生労働省	2007-2017	国民の就業及び不就業の状況を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とする。 ⇒直近データが無償化前の値、利用できない
6	労働力調査	厚生労働省	2000-2021	国民の就業及び不就業の状況を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする調査。 ⇒整理対象(女性の就業率)
7	人口動態統計	厚生労働省	-2021	我が国の人口動態事象を把握する上で重要な統計調査。母調査は戸籍法及び死産の届出に関する規程により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象とする。 ⇒整理対象(合計特殊出生率)
8	出生動向基本調査	厚生労働省	-2021	他の公的統計では把握することのできない結婚ならびに夫婦の出生力に関する実状と背景を定期的に調査・計量し、関連諸施策ならびに将来人口推計をはじめとする人口動向把握に必要な基礎資料を得ることを目的とする。 ⇒整理対象(就業率、予定/理想の子ども数等の影響要因)
9	小売物価統計	総務省	2013-2021	消費者物価指数やその他の物価に関する基礎資料を得ることを目的とした調査。保育や教育に関する費用のデータが得られる。 ⇒整理対象(保育所保育費)
10	全国家計構造調査 (旧全国消費実態調査)	総務省	2009-2019 ※10-11月実施	家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする調査。(旧全国消費実態調査) ⇒整理対象(夫婦と未婚の子供が1人の世帯、未婚の子供が未就学児の家計構造)
11	社会生活基本調査	総務省	1996-2021	活動時間の配分や余暇時間における主な活動(学習・自己啓発・訓練、ボランティア活動、スポーツ、趣味・娯楽及び旅行・行楽)を調査し、国民の社会生活の実態を明らかにするための調査。 ⇒整理対象(6歳未満の子供を持つ世帯の生活時間)
12	学校基本調査	文部科学省	2000-2022	学校に関する基本的事項を把握する調査。(幼稚園に関するデータ含む) ⇒No.3のデータと重複
13	子供の学習費調査	文部科学省	-2021	保護者が1年間に支出した子供一人当たりの経費を、学校教育費・学校給食費・学校外活動費に分け、世帯の年収収入の実態とともに調査。 ⇒整理対象(学校外学習費)

はじめに、厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」について整理する。以下の、保育所等の利用定員・利用児童数・定員充足率の推移に記載の通り、保育所は定員・利用者ともに増加の傾向にある。また、保育所等の定員充足率は低下傾向にあり、令和4年に90%を下回る。

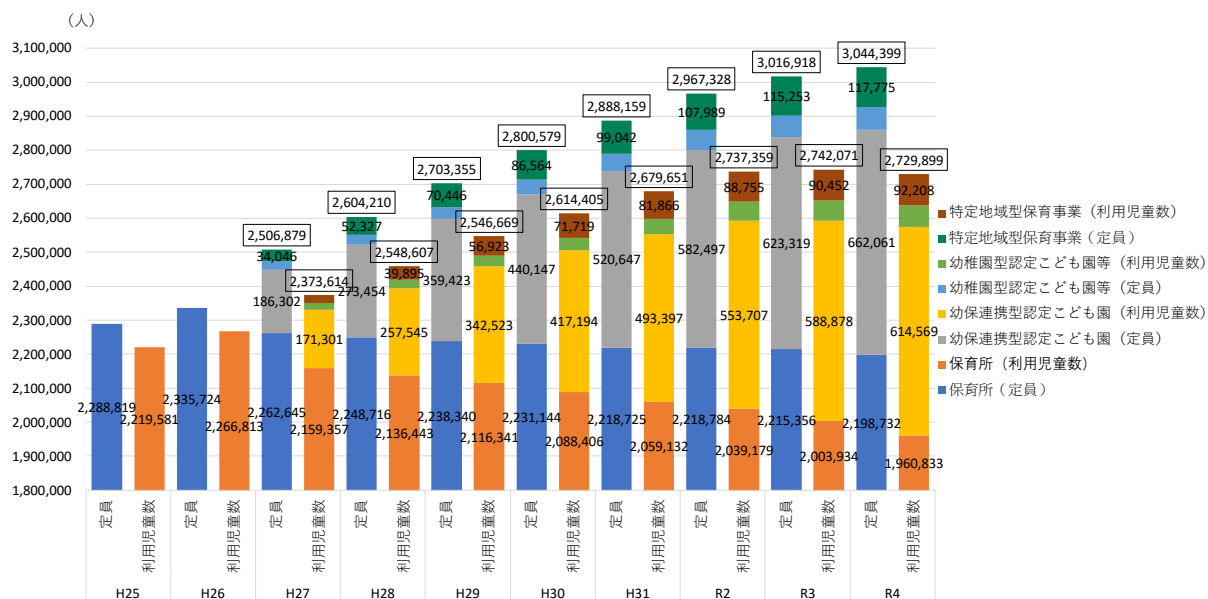
図表 44 保育所等の利用定員・利用児童数・定員充足率の推移



(出所) 厚労省「保育所関連状況取りまとめ」より作成

保育所は定員数・利用児童数ともに減少傾向にある。また、幼保連携型認定こども園を中心としたその他については増加傾向にある。

図表 45 施設種類別の定員数と利用児童数の推移



（出所）厚労省「保育所関連状況取りまとめ」より作成

待機児童数と保育利用率（全体、1～2 歳児）の過去推移は以下の通り。子育ての分野で力強く進めてきた待機児童ゼロに向けた取組の成果もあり、ここ5年ほど待機児童数は続けて減少傾向にある。

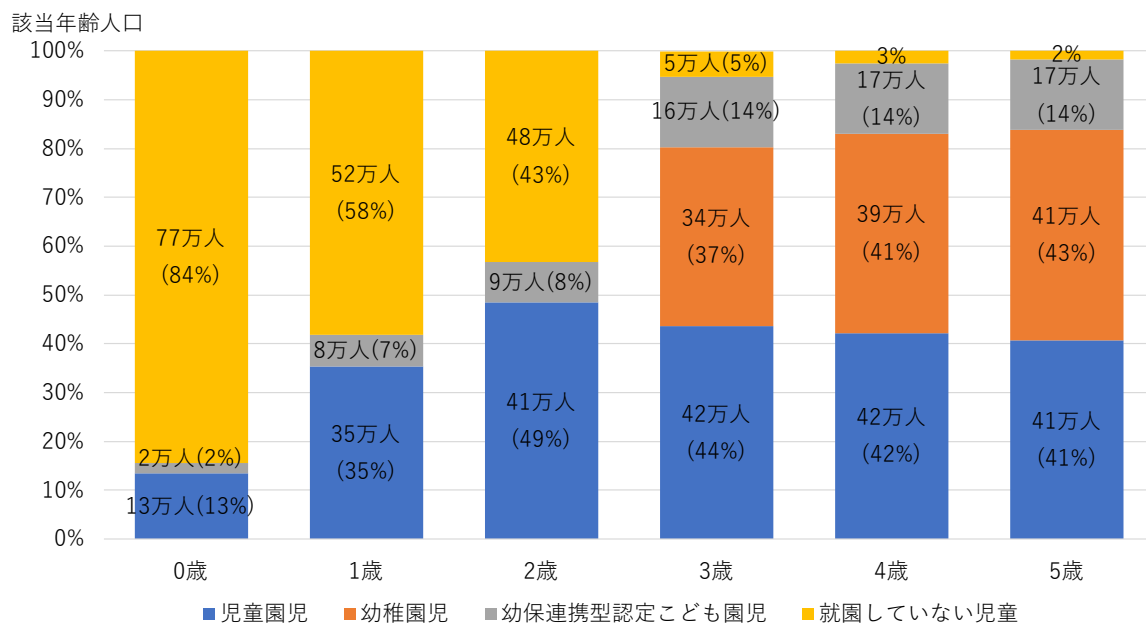
図表 46 待機児童数と保育所利用率の推移



（出所）厚労省「保育所関連状況取りまとめ」より

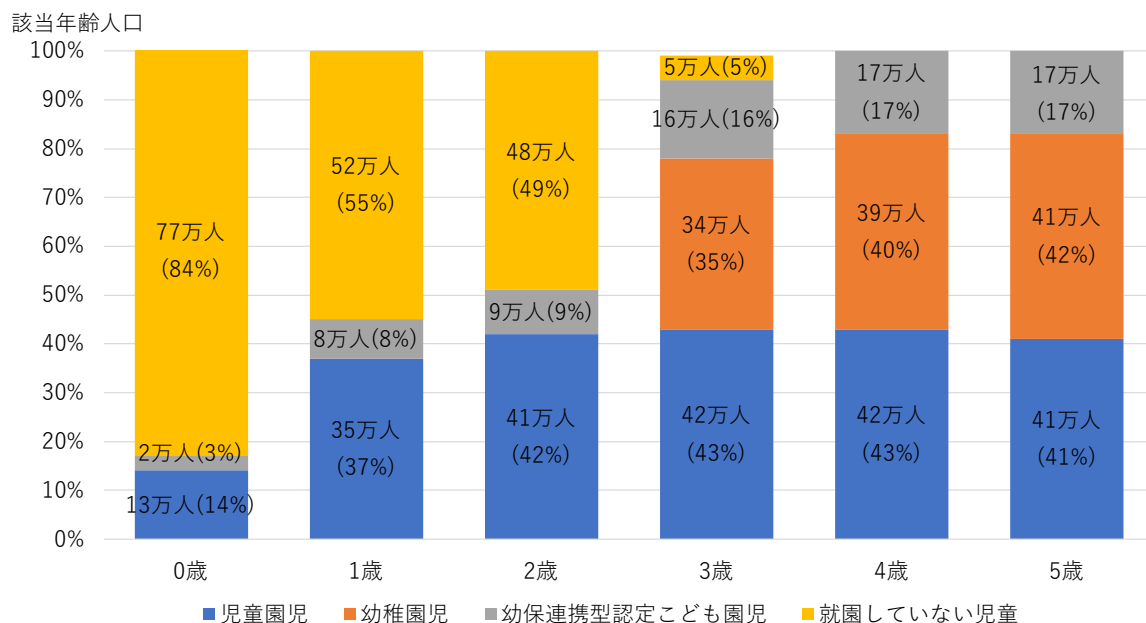
幼保無償化開始前の平成 30 年度時点では 3～5 歳に一定「就園していない児童」が存在している。次に、令和元年度の値を示す。令和元年度では年齢別の利用者割合をみると 4～5 歳に関しては未就園児童がいない状態となっていることがわかる。

図表 47 保育園・幼稚園等の年齢別利用者数および割合（平成 30 年度）



（出所）厚労省「保育所関連状況取りまとめ」より日本総研が作成

図表 48 保育園・幼稚園等の年齢別利用者数および割合（令和元年度）

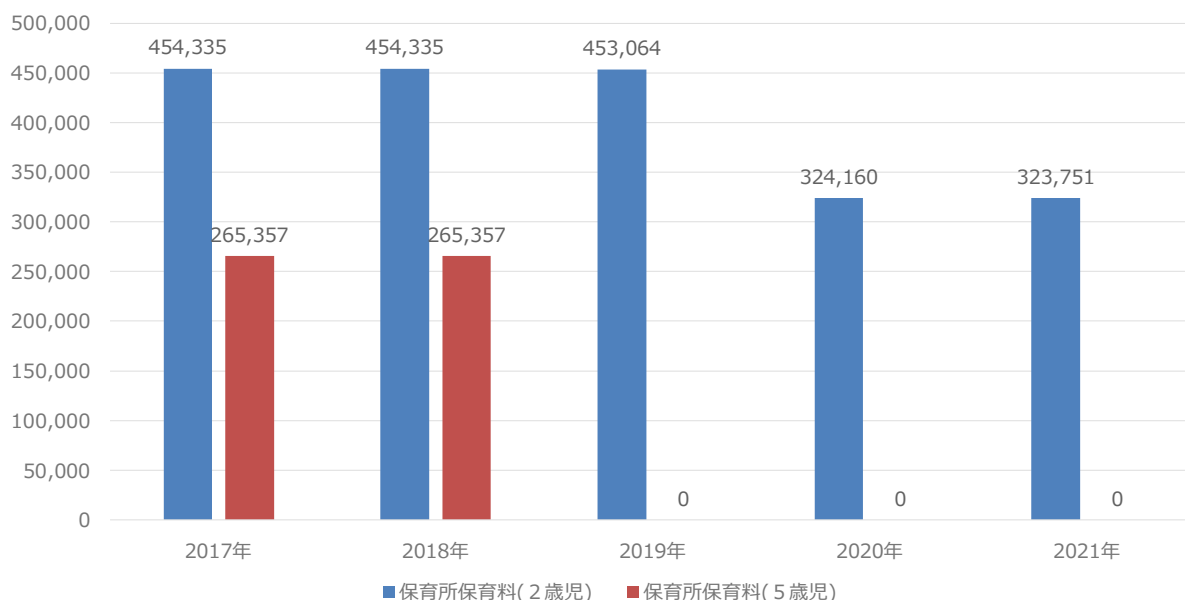


（出所）厚労省「保育所関連状況取りまとめ」より日本総研が作成

以下に参考となる各種統計の集計結果を記載する。

小売物価統計による保育所保育費の推移(2歳児および5歳児)を以下に示す。保育所保育費は幼保無償化に伴い、5歳児は0円となっている。他方2歳児も平均で3割程減少している。

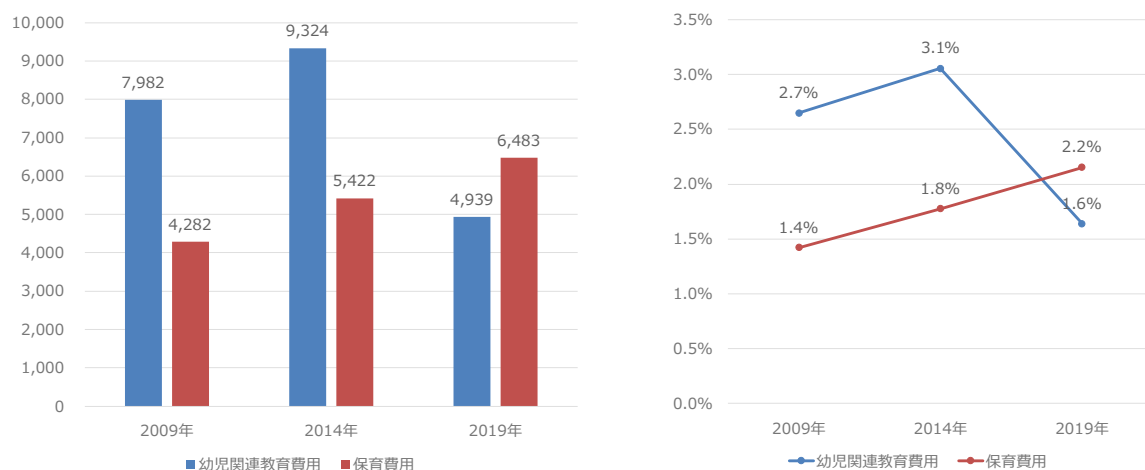
図表 49 保育所保育費の推移(2歳児および5歳児)



(出所)総務省「小売物価統計」より日本総研が作成

続いて、全国家計構造調査より家計に占める保育・幼児教育関連費用の推移を示す。直近の2019年のデータにおいて幼児教育関連は減少し、保育費用は増加がみられる。

図表 50 家計に占める保育・幼児教育関連費用の推移(左:金額 右:全支出に占める割合)



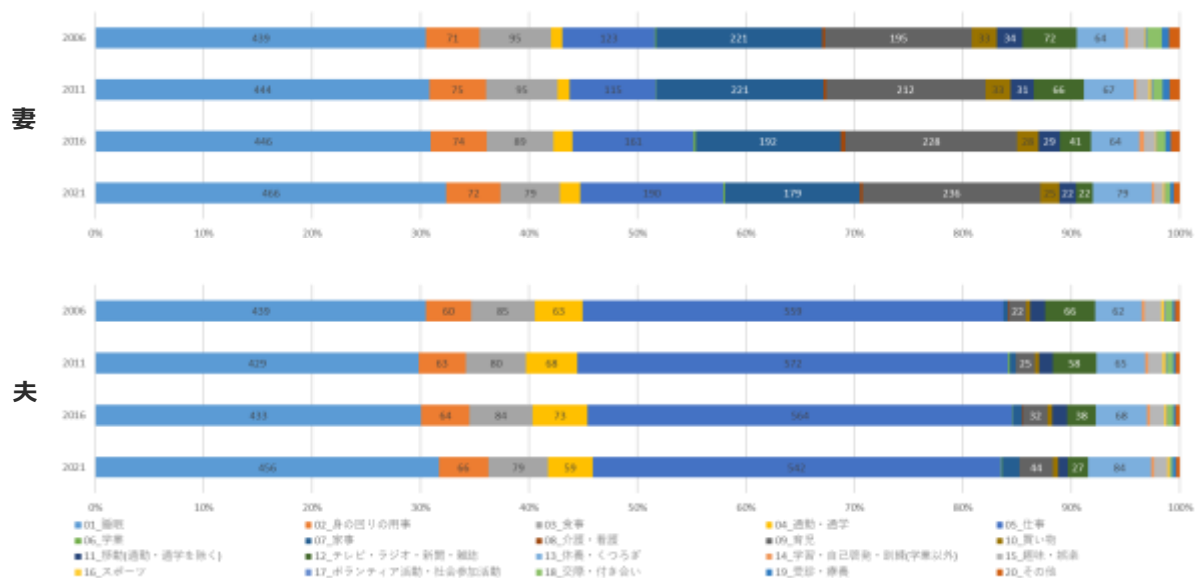
※幼児関連教育費とは、「幼児教育費用」と「幼児・小学校補習教育」の合計値

※各年10-11月の数値の為、2019年は幼保無償化の影響を考慮した数値(夫婦と未婚の子供が1人の世帯 未婚の子供が未就学児の値)

(出所)総務省「全国家計構造調査」より日本総研が作成

続いて、社会生活基本調査を用いた 6 歳未満の子どもが 1 人いる家庭の夫婦の生活時間を示す。妻は家事の時間が減り仕事や育児、休養・くつろぎの時間が増加しており、夫にも育児や休養・くつろぎの増加がみられた。

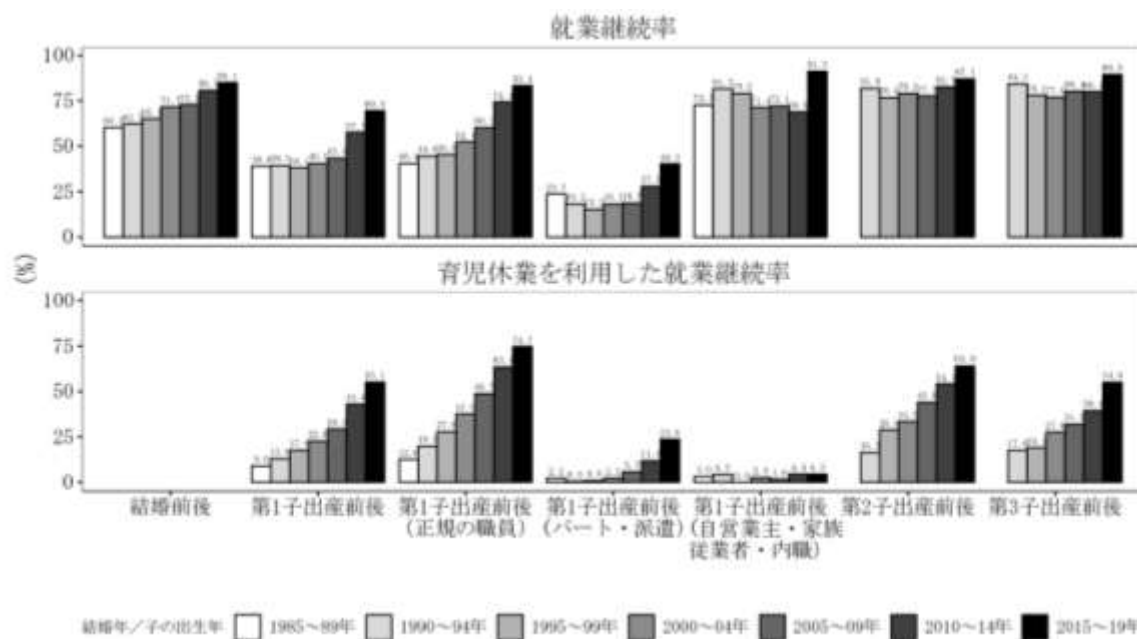
図表 51 6 歳未満の子どもが 1 人いる家庭の夫婦の生活時間(上:妻 下:夫)



(出所)総務省「社会生活基本調査」より作成

続いて、出生動向基本調査より、就業継続率の推移を示す。2010～14 年および 2015～19 年で就業継続率が急激に高まっていた。

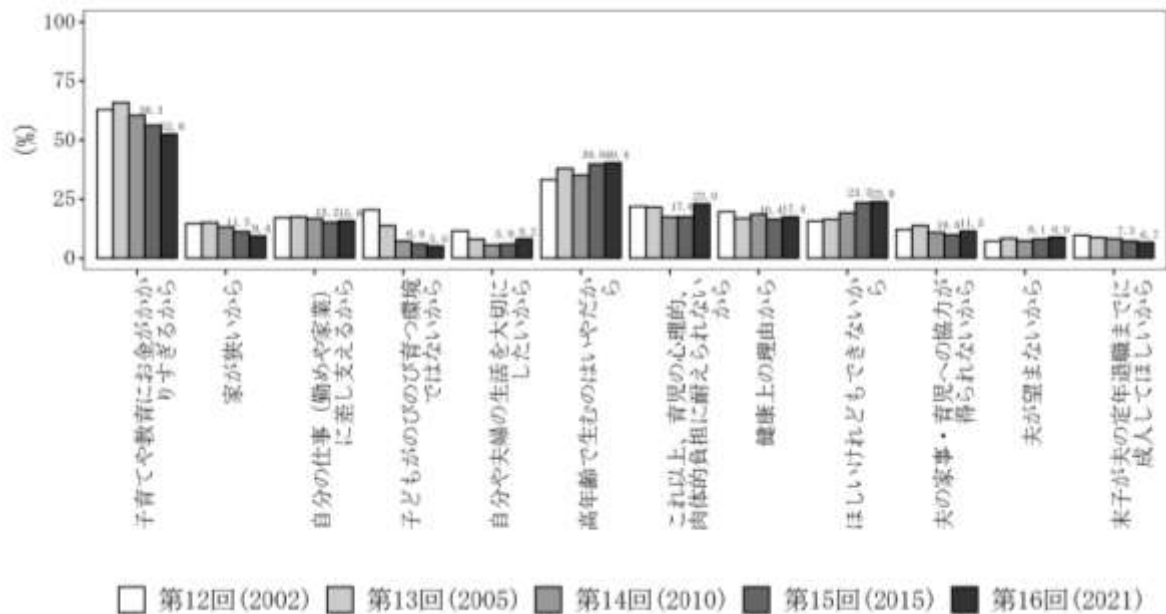
図表 52 就業継続率の推移



(出所)厚生労働省「出生動向基本調査」より

また、同じく出生動向基本調査から理想の数の子どもを持たない理由（予定子ども数が理想子ども数を下回る理由）の推移を示す。「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」の割合は多いものの減少傾向にあり、「高齢で産むのはいやだから」や「ほしいけれどもできないから」が増加傾向にあることがわかる。

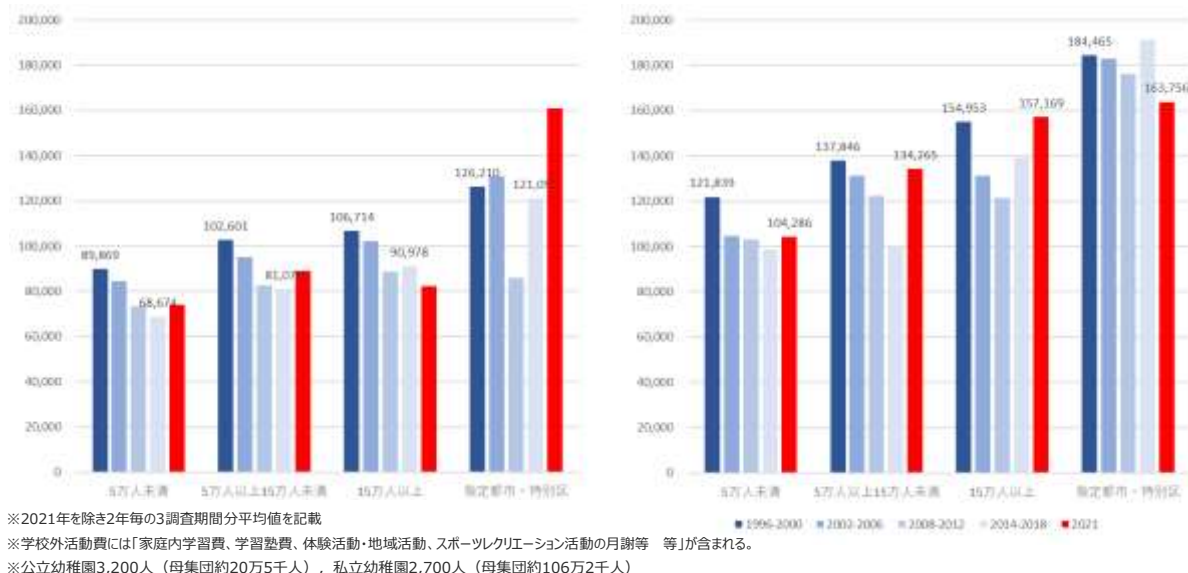
図表 53 理想の数の子どもを持たない理由
（予定子ども数が理想子ども数を下回る理由）の推移



（出所）厚生労働省「出生動向基本調査」より日本総研が作成

最後に、子ども学習費調査による学校外活動費の推移を示す。公立の15万人未満の自治体では学習費の学校外活動費は減少傾向にあった。また、その他では、減少傾向はみられずとくに私立幼稚園では横ばい傾向となっている。

図表 54 学校外活動費の推移



（出所）文部科学省「子どもの学習費調査」より日本総研が作成

2. 分析結果を踏まえた課題提起

以上の通り、関連する公的統計等に関するデータ整理を行った。まず重要なこととして、厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」において基礎的なデータは一定整理されており、さらに今回独自で行った集計から無償化後に未就園児の減少が一定程度みられることが明らかとなった（データの整理期間によって減少している年齢が異なる印象もあるが、総じて減少傾向にある）。

ただし、幼保無償化の政策としての狙いは未就園児を減少させることだけではない。そういったことを踏まえると政策効果の検証が公的統計等だけでは難しい面があることがわかった。政府もEBPMの取組を進めているなか、注目の集まる少子化・子ども子育て政策においても政策の立案とともに、ロジックモデルの構築と政策効果検証体制の構築を合わせて整理・検討していくことが望まれる。

第5章 まとめ

1. 各調査結果の整理・まとめ

自治体向けに実施したアンケート調査、ヒアリング調査、マクロデータの検討結果から、以下の通り、本調査研究のまとめとして整理した。

（各調査結果のまとめ）

- 国の無償化に関して、自治体からの肯定的な評価は 7 割近くであり、総じて高く評価されている。
- 大半の自治体は家庭の負担軽減に資する独自施策を実施しており、国の無償化実施後に開始されたもの、国の無償化実施後に見直し、拡充されたものもあり、国の無償化は自治体の施策展開にも好影響を及ぼしている面がある。
 - 自治体の独自施策としては、0～2 歳児に関する保育料の独自軽減、国基準以上の多子世帯への保育料減免、副食費の免除範囲の拡大が多い。
 - 国の無償化実施後に充実したものとしては、副食費の免除範囲の拡大が多くなっている。
 - 国の無償化を契機に開始したものは限られるが、国の無償化後に対象範囲の見直し、対象範囲の拡充を行ったものは少なくないと考えられ、自治体の財源をより効果的に運用できている面もあると考えられる。
- 幼児教育・保育施設の利用について、利用希望は増加傾向とした自治体は 2 割以上であり、無償化の影響・効果として評価できるものとして「より多くの方が保育・幼児教育を受けられる」を選択した自治体は 4 割以上となっている。国の無償化が多くの方が教育を受ける機会を得ることに貢献していることがうかがえる。
- 自治体の認識としても「保護者の経済負担低減につながる」との回答は 9 割以上となっており、家庭の負担軽減に貢献していると考えられる。
- 延長保育、預かり保育、休日保育等の利用が増加したとする自治体も一定程度みられ、負担軽減に伴うサービス利用の拡大も一部で生じていると考えられる。
- 幼児教育・保育の質の向上のための取組も多様に展開されており、国の無償化実施後に開始されたものとしては、教諭・保育者の処遇改善策の実施が挙げられる。

2. 令和 3 年度調査の主な結果

令和 3 年度調査では、保護者および幼児教育・保育施設向けに無償化の効果等に関するアンケート調査が実施されている。令和 3 年度調査の主な結果を以下に示す。

（令和 3 年度調査の主な結果）

- 国の無償化について、保護者の 8 割近く、施設の 4 割強が肯定的に評価した。
- 保護者の 7 割近くは無償化により施設に通わせやすくなったとしており、事前の想定よりも早期に施設に通わせることにしたという保護者も 2 割程度みられた。無償化が子どもの教育機会の拡大にある程度貢献していると考えられる。
- 保護者調査から、延長保育・預かり保育・休日保育等のサービスが利用しやすくなったとの回答は 4 割近くであった。また、施設調査からもこれらサービスの利用が増えた、これまで利用がみられなかった方の利用が増えたとの認識も一定数みられており、関連サービスの利用機会の拡大につながっていると考えられる。
- 保護者調査から家計に余裕が出たという回答は 6 割強であった。施設調査からも 7 割程度で保護者・家庭の負担軽減につながっているとの回答がみられており、無償化は保護者・家庭の負担軽減に貢献していると考えられる。
- 保育料として支払う必要がなくなった分のお金の使途として、子育ての費用や教育費、子どもの学費等の貯蓄という回答も一定数みられた。
- 施設においては、無償化を契機としたものに限らないが、教育・保育の質向上のための取組についても一定の取組が確認されており、質向上のための取組の進展、子ども教育等のための資源配分が進みつつあることがうかがえる。
- 予定の子どもの数、理想の子どもの数が増えたとの回答は 2 割強でみられ、今後さらに子どもを持ちたいと考えることにはある程度寄与している可能性がうかがえた。少子化対策としての直接の効果ではないが、わずかにその兆しがみられた。

3. 調査結果を踏まえた幼児教育・無償化の効果に関する考察

以下では、各調査結果を踏まえ、幼児教育・保育の無償化の効果に関する考察を示す。なお、無償化開始から約半年後には、新型コロナウイルスのパンデミックが宣言され、コロナ禍での「預け控え」を指摘する報道もなされているところであり、無償化による純粋な影響が捕捉しにくくなっている可能性がある点に留意する必要がある。

(1) 幼児教育・保育の無償化に関する評価

●国の無償化は自治体、保護者、施設からおおむね肯定的に受け入れられている

- ・ 自治体の 7 割近くが、幼児教育・保育の無償化について肯定的に評価している（「非常に評価している」、「やや評価している」の合計が 67%）。否定的な評価は 5%未満にとどまる。
- ・ 無償化について評価できる点としては、「保護者の経済的負担軽減」、「より多くの方が保育・幼児教育を受けられる」が上位となっている。
- ・ ヒアリングからも国の無償化についてはおおむね肯定的な意見が得られている。
- ・ 令和 3 年度に実施された保護者調査、施設調査においても、保護者の 8 割近く、施設の 4 割強が肯定的に評価しており、全般に肯定的な評価が得られている。
- ・ また、保護者の経済負担の軽減、多くの方が幼児教育・保育を受けられるといった点も、施設・保護者それぞれの評価している理由として上位となっており、自治体を含めておおむね同様の認識を持っていると考えられる。

(2) 人格形成の基礎や義務教育の基礎を培うことへの影響

●無償化は幼児教育・保育を受ける機会の拡充につながっている

- ・ 利用者が増加傾向にあるとの回答は全体の 2 割以上の自治体から得られており、実際に無償化後に利用者が増加している自治体が一定数みられることが確認できる。
- ・ また、無償化の評価できる点として 45%程度が「より多くの方が保育・幼児教育を受けられる」という点を挙げており、自治体からみても保育・幼児教育の利用拡充につながると考えられている。
- ・ また、国の無償化以外の自治体独自の幼児教育・保育の利用に係る支援策は大半の自治体で実施されている。「0～2 歳児を対象とした保育料独自軽減は半数以上の自治体で実施されており、国基準以上の多子世帯への保育料減免も 4 割以上の自治体で実施されている。これらも幼児教育・保育を受ける機会の拡充につながっているものと考えられる。実際に乳児の就園率は上がっているとみられ、機会拡充には一定程度貢献しているものとみられる。
- ・ 令和 3 年度調査において、保護者の 7 割近くが施設に通いやすくなったと回答しており、早期に施設に通わせるようにしたとの回答も 2 割強みられた。また、施設向け調査においても無償化を評価している理由として、幼児教育・保育を受けることにつながるという点が 6 割以

上で挙げられており、これまで利用がなかった方の利用がみられるようになったという意見も一部挙げられた。

- ・ 保護者や施設の意見に加えて、実データを把握している自治体の認識としても、国の無償化が幼児教育・保育を受ける機会拡充につながっているとされており、また、自治体の独自施策もあいまった機会拡充の結果として、人格形成や義務教育の基礎を培う機会の拡充に貢献しているものと考えられる。
- ・ 子ども基本法の理念にもつながる無償化の効果であり、今後もこの効果が持続していくことが重要である。

●幼児教育・保育の質向上に多面的に貢献している面がみられる

- ・ 必ずしも国の無償化を契機にした取組ではないが、幼児教育・保育の質の向上のための自治体の取組として、「教諭・保育士のスキルアップ（研修の実施等）」や「幼児教育・保育施設と小学校との連携強化」、「教諭・保育士の配置改善」に取り組んでいる自治体がみられ、幼児教育・保育の質向上の取組が進んでいる。国の無償化後に開始した取組として「教諭・保育者の処遇改善策の実施（独自加算、家賃補助制度等）」を1割強の自治体が挙げており、無償化後に質の向上に関連する取組に着手した自治体が少なからずあったことが確認できる。
- ・ 令和3年度調査では、保護者向け調査において、無償化の効果として、①保育サービスの選択の幅の広がり、②子どもの教育・保育について家族で話し合う時間等の増加、③幼児教育・保育施設の「質」への関心の高まり（それぞれ1～2割強）が挙げられており、教育・保育の「質」への関心につながっている可能性が示唆された。また、負担が軽減された分について、子どものためにその費用を活用しているという割合が一定程度みられている。
- ・ 施設調査では、すべてが無償化を契機にというわけではないが、子どもが興味・関心に応じて遊ぶことができる環境整備に取り組んでいる施設は多く、質の向上のための研修の充実に取り組む施設も多くなっている。
- ・ 無償化を契機とした質への関心や質の取組の充実は、自治体、施設、保護者それぞれにある程度生じているものと考えられ、それぞれにおいて質向上に資する取組が進みつつある。これらのことから、子どもが質の高い教育・保育を受けることに無償化が貢献している面があると考えられる。

(3) 少子化対策としての影響

●直接的な効果は把握できないものの、今後影響を及ぼす可能性について確認できる

- ・ 自治体アンケートおよびヒアリング調査から少子化対策としての効果についてその成果に関する意見等は得ることは難しいが、国の無償化施策と自治体の独自施策によって子育てにかかる保護者の費用負担軽減にはつながっているとみられる。少子化の要因の一つとして、

子育てや教育にかかる費用負担が挙げられるが、家計負担の抑制に貢献していることから、今後、少子化対策への影響が生じてくる可能性が考えられる。

- ・ 令和３年度保護者調査において、無償化による経済負担の軽減もあり、理想の子どもの数が増えたという割合は２割ほどみられており、今後、自治体の独自施策の推進等がさらに進めば、よりその意欲も高まる可能性があると考ええる。
- ・ 出生率にはさまざまな要因が影響し、無償化の有無だけで決まるわけではないため、実際にどの程度子どもが増えるのか、確たることは言い難いが、保護者が今後子どもを増やしたいと前向きに考える要因の一つとなる可能性はあるのではないかと考える。

(4) その他の影響

●国の無償化による自治体独自施策への波及効果がみられる

- ・ 自治体が実施している負担軽減関連の支援策の多くは無償化を契機にスタートしたものではないが、国の無償化実施後に自治体の独自施策の取組範囲の見直しや拡充が検討されたケースもみられる。
- ・ 副食費の免除範囲の拡大などは多くの自治体で取り組まれている。これは、国の無償化による影響が小さくないものである。
- ・ これまで家庭負担であった範囲についてその補助・支援の範囲や金額が拡大している側面があり、国が広く無償化施策を実施したことで自治体の独自施策の展開に波及している面があり、さらなる家庭の負担軽減に貢献していると考えられる。
- ・ 自治体の取組に波及することで、さらに幼児教育・保育を受ける機会の拡充、保育の質向上の取組が促進されることにつながっているのではないかと考えられる。
- ・ 国の無償化がすべての自治体の独自施策に影響しているものではないが、国の無償がなければ、自治体間の格差はより広がっていた可能性も考えられる。国の無償化の実施が各地域での保護者・家庭の負担軽減等に係る施策の底上げや平準化に貢献していると言えるのではないかと考える。

4. 今後の課題、検討すべき事項

各調査結果等を踏まえ、無償化に関連して検討を要する課題等について以下が挙げられる。

●無償化の狙いやより具体的な実施策等の適切な周知も重要と考えられる

- ・ 本調査および令和3年度調査結果から、無償化による効果について一定程度確認することができた。今後、無償化の効果を維持しつつ、さらにその効果を高めていくことの検討も重要である。
- ・ 現状、保護者、施設、自治体の各所から総じて高い評価を得られているが、無償化の狙いをさらに実現していくためには、無償化の意義や具体的な内容についてより詳細に周知し、一層の理解を促していくことが重要ではないか。
- ・ とくに、現状において子どもを持たない家庭では、無償化の詳細について十分に理解されていない可能性も考えられ、適切な周知が期待される。本調査で明らかにできた無償化の効果等も含めて周知していくことで一層の効果創出につなげていくことが期待される。
- ・ 国、自治体、施設それぞれが適切な情報発信等を検討し、役割分担をしながら周知を図っていくことが重要となるのではないかと考える。

●事務負担の軽減に関する検討が期待される

- ・ 自治体調査から、改めて行政側の事務負担が大きいという状況が確認された。また、自治体調査からは施設側の負担が大きいとの回答も4割強みられた。令和3年度の施設調査からも、施設における無償化にかかる事務負担が大きいという課題が挙げられている。
- ・ 無償化に対しては自治体からも前向きな評価がなされているものの、現場の負担軽減については、今後、一層の検討が必要である。
- ・ 現場の負担については、その実情を考慮し、事務作業の簡素化やICT活用等による生産性向上、支援人員の活用等、行政、施設における事務作業を削減、抑制できる仕組みなどについて検討することが期待される。そのためには、自治体や施設といった現場の負担の実態についてより詳細な把握も重要と考えられる。

●継続的に無償化の効果を検証する枠組みを検討することも考慮すべき

- ・ 本調査において、国の無償化の影響についてアンケート・ヒアリング調査に加え、マクロデータの分析から検討を試みた。一部その効果の兆しを得ることができたが、無償化の実施からの期間がまだ長くないこともあり、現状の統計データでは十分な検討には至らなかった。
- ・ 今後は継続的に効果検証を行うことが期待されるものであり、検証に必要なデータのあり方等を整理し、継続的なデータの把握、分析を行うことも検討の余地があると考ええる。

以上

参考資料 1 アンケート調査票

はじめに、貴自治体についてお伺いします。

【必須】

Q1 貴自治体について選択してください。

- ☐ 都道府県
- ☐ 指定都市
- ☐ 中核市
- ☐ 市町村（上記以外）

【必須】

Q2 貴自治体名及びご回答される方の所属部署について記入してください。

※複数部署にまたがってご回答いただく場合は、取りまとめを担当される方のご所属について回答してください。

自治体名

所属部署

ここからは、貴自治体における無償化前後の施設・サービス利用状況についてお伺いします。

【必須】

Q3 貴自治体の施設利用希望者数について、幼児教育・保育の無償化の影響によって、変化があったと感じますか。（回答はそれぞれ1つ）

※他の要因（少子化や新型コロナウイルス等による影響等）とは独立した影響が見られる場合に、その内容をお答え下さい。

		希望者は増加した	希望者はやや増加した	希望者は横ばい	希望者はやや減少した	希望者は減少した	わからない
0歳児	→	☐	☐	☐	☐	☐	☐
1～2歳児	→	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3～5歳児	→	☐	☐	☐	☐	☐	☐

Q5 特に希望者が減少した施設があれば、3つまでお答えください。（回答は上位3つまで）

左記に含まれ
認可外保育
企業主導型保
地域型保育
その他の認定
その他の認定
幼保連携型認
幼保連携型認
認可保育所・
認可保育所・
幼稚園・
幼稚園・
幼稚園・

[illegible]

Q6 貴自治体における幼児教育・保育施設の利用者のうち、幼児教育・保育の無償化の対象となっている利用者数について回答してください。

※「施設型給付費等の基礎資料調査」、「施設等利用費の基礎資料調査」でお聞きしている令和4年4月1日現在の①特定教育・保育施設・特定地域保育型事業の利用者数のうち無償化対象となっている人数、②施設等利用給付認定子ども数の合計人数を年齢クラス毎にご回答ください。

※対象者が0名の場合は「0」を記入してください。不明・回答が難しい等の場合は空欄としてください。

子ども数の合計人数



0歳児クラス		名
1歳児クラス		名
2歳児クラス		名
3歳児クラス		名
4歳児クラス		名
5歳児クラス		名

ここからは、貴自治体独自の追加施策（地方単独事業）の実施状況・内容についてお伺いします。

【必須】

Q7 貴自治体における、国の幼児教育・無償化以外で実施している独自の幼児教育・保育の利用に係る支援策の実施状況についてお伺いします。各項目の実施状況についてお答えください。（複数回答可）

※都道府県の方の回答の際は、市町村向けに補助等の支援をしている場合を含めて回答してください。

☐ 国基準に対する保育料（0～2歳。以下同じ。）の独自軽減

☐ 保育料無償化の対象所得階層の拡充
※非課税世帯よりも高い所得階層まで無償化としている場合

☐ 国基準以上の多子世帯への保育料減免

☐ 子ども・子育て支援新制度対象外の幼稚園通園者（3～5歳児）への利用料補助

☐ 認可外保育施設通園者（0～2歳児）に対する利用料補助

☐ 認可外保育施設通園者（3～5歳児）に対する利用料補助

☐ 副食費の免除範囲の拡大等（保育所）

☐ 副食費の免除範囲の拡大等（幼稚園）

☐ 上記の中にあてはまるものはない

☐ 特になし

【回答者条件】

Q7で『1.国基準に対する保育料（0～2歳。以下同じ。）の独自軽減』～『8.副食費の免除範囲の拡大等（幼稚園）』 いずれかを選択した方のみ

【必須】

Q8 Q7で回答いただいた各施策のうち、国の幼児教育・無償化施策の実施後に充実したものを選択してください。（複数回答可）

- ☐ 国基準に対する保育料（0～2歳。以下同じ。）の独自軽減
- ☐ 保育料無償化の対象所得階層の拡充
※非課税世帯よりも高い所得階層まで無償化としている場合
- ☐ 国基準以上の多子世帯への保育料減免
- ☐ 子ども・子育て支援新制度対象外の幼稚園通園者（3～5歳児）への利用料補助
- ☐ 認可外保育施設通園者（0～2歳児）に対する利用料補助
- ☐ 認可外保育施設通園者（3～5歳児）に対する利用料補助
- ☐ 副食費の免除範囲の拡大等（保育所）
- ☐ 副食費の免除範囲の拡大等（幼稚園）
- ☐ 上記の中にあてはまるものはない
- ☐ 特になし

【回答者条件】

Q7で『1.国基準に対する保育料（0～2歳。以下同じ。）の独自軽減』～『9.上記の中にあてはまるものはない』 いずれかを選択した方のみ

Q9 Q7で回答いただいた内容以外で独自施策（※）がありましたら、具体的に記載してください。

※保護者への保育料等の軽減に係るもの（施設向けの補助を除く）に限ります。

【回答者条件】

Q7で『1.国基準に対する保育料（0～2歳。以下同じ。）の独自軽減』 いずれかを選択した方のみ

Q7で「国基準に対する保育料（0～2歳）の独自軽減」とご回答いただいた方にお伺いします。

Q10 保育料総額は国基準保育料の何%に設定されていますか。

※国が定める利用者負担額の上限額で試算した総額に対して、自治体で決定している保育料総額が予算ベースで何%に相当するかをお答え下さい。

国基準の %に設定

【回答者条件】

Q7で『2.保育料無償化の対象所得階層の拡充※非課税世帯よりも高い所得階層まで無償化としている場合』 いずれかを選択した方のみ

Q7で「保育料無償化の対象所得階層の拡充」とご回答いただいた方にお伺いします。

Q11 保育料を無償化としている所得階層（上限）をお答え下さい。

世帯年収 万円まで無償化

【回答者条件】

Q1で『2.指定都市』～『4.市町村（上記以外）』 いずれかを選択したかつ

Q7で『3.国基準以上の多子世帯への保育料減免』 いずれかを選択した方のみ

Q7で「国基準以上の多子世帯への保育料減免」とご回答いただいた方にお伺いします。

Q12.1 「国基準以上の多子世帯への保育料減免」の対象となる児童・世帯について、減免割合をお答えください。

第1子減免割合 割 ※第1子について家庭が全額負担の場合、減免割合0とし、「0」をご入力ください。

第2子減免割合 割 ※第2子について家庭が全額負担の場合、減免割合0とし、「0」をご入力ください。

Q12.2 「国基準以上の多子世帯への保育料減免」の対象となる児童・世帯について、多子要件をお答えください。

☐ 国基準と同様

☐ 年齢制限の撤廃、緩和を実施

☐ その他

Q12.3 「国基準以上の多子世帯への保育料減免」の対象となる児童・世帯について、所得要件をお答えください。

☐ 所得要件あり（上限：世帯年収 万円）

☐ 所得要件無し

【回答者条件】

Q1で『2.指定都市』～『4.市町村（上記以外）』 いずれかを選択した
かつ

Q7で『4.子ども・子育て支援新制度対象外の幼稚園通園者（3～5歳児）への利用料補助』 いずれかを選択した方のみ

Q7で「子ども・子育て支援新制度対象外の幼稚園通園者（3～5歳児）への利用料補助」とご回答いただいた方にお伺いします。

Q13 対象となる児童・世帯について記入してください。また、補助額もご記入ください。

対象となる児童

補助額

※金額や算定方法などをご記入ください。

【回答者条件】

Q1で『2.指定都市』～『4.市町村（上記以外）』 いずれかを選択した
かつ

Q7で『5.認可外保育施設通園者（0～2歳児）に対する利用料補助』 いずれかを選択した方のみ

Q7で「認可外保育施設通園者（0～2歳児）に対する利用料補助」とご回答いただいた方にお伺いします。

Q14.1 「認可外保育施設通園者（0～2歳児）に対する利用料補助」の対象となる施設について、該当するものを選択してください。

☐ 地方単独保育事業の対象施設

☐ 指導監督基準に適合する施設

☐ 「地方単独保育事業の保育施設」、「指導監督基準に適合する施設」以外も含む施設

☐ その他

Q14_2 認可外保育施設通園者（0～2歳児）に対する利用料補助」対象世帯の主な要件について、該当するものを選択してください。

※複数の要件がある場合には「その他」を選択し、内容をご記入ください。

☐ 保育の必要性認定・入所保留

☐ 一定以上の利用時間

☐ 所得要件

☐ 多子世帯

☐ その他

Q14_3 「認可外保育施設通園者（0～2歳児）に対する利用料補助」の補助額の設定方法について、該当するものを選択してください。

☐ 一律の金額を設定

☐ 所得や出生順に連動した金額を設定

☐ その他

【回答者条件】

Q14_3で『1.一律の金額を設定』～『2.所得や出生順に連動した金額を設定』 いずれかを選択した方のみ

Q14_3_1 「認可外保育施設通園者（0～2歳児）に対する利用料補助」の補助額について金額をご入力ください。

※いずれも、施設等利用費を除いた金額をご記入ください。

一律の金額を設定 補助額 月額：

 円

所得や出生順に連動した金額を設定 補助額（月額）：下限額：

 円

上限額：

 円

【回答者条件】

Q1で『2.指定都市』～『4.市町村（上記以外）』 いずれかを選択した
かつ

Q7で『6.認可外保育施設通園者（3～5歳児）に対する利用料補助』 いずれかを選択した方のみ

Q7で「認可外保育施設通園者（3～5歳児）に対する利用料補助」とご回答いただいた方にお伺いします。

Q15_1 「認可外保育施設通園者（3～5歳児）に対する利用料補助」の対象となる施設について、該当するものを選択してください。

※いわゆる「幼児教育類似施設」の利用者への支援は除く。

- ☐ 地方単独保育事業の対象施設
- ☐ 指導監督基準に適合する施設
- ☐ 「地方単独保育事業の保育施設」、「指導監督基準に適合する施設」以外も含む施設
- ☐ その他

Q15_2 「認可外保育施設通園者（3～5歳児）に対する利用料補助」の対象世帯の主な要件について、該当するものを選択してください。

※いわゆる「幼児教育類似施設」の利用者への支援は除く。

※複数の要件がある場合には「その他」を選択し、内容をご記入ください。

- ☐ 保育の必要性認定・入所保留
- ☐ 一定以上の利用時間
- ☐ 所得要件
- ☐ 多子世帯
- ☐ その他

Q15_3 「認可外保育施設通園者（3～5歳児）に対する利用料補助」の補助額の設定方法について、該当するものを選択してください。

※いわゆる「幼児教育類似施設」の利用者への支援は除く。

※施設等利用費の対象となる非課税世帯を除いて一律の金額を設定している場合は、「一律の金額を設定」をご選択ください。

- ☐ 一律の金額を設定
- ☐ 所得や出生順に連動した金額を設定
- ☐ その他

【回答者条件】

Q15_3で『1.一律の金額を設定』～『2.所得や出生順に連動した金額を設定』 いずれかを選択した方のみ

Q15_3_1 「認可外保育施設通園者（3～5歳児）に対する利用料補助」の補助額について金額をご入力ください。

※いずれも、施設等利用費を除いた金額をご記入ください。

一律の金額を設定 補助額 月額： 円

所得や出生順に連動した金額を設定 補助額（月額）：下限額： 円

上限額： 円

【回答者条件】

Q1で『2.指定都市』～『4.市町村（上記以外）』 いずれかを選択した
かつ

Q7で『7.副食費の免除範囲の拡大等（保育所）』 いずれかを選択した方のみ

Q7で「副食費の免除範囲の拡大等（保育所）」とご回答いただいた方にお伺いします。

Q16_1 「副食費の免除範囲の拡大等（保育所）」の対象となる子どもについて、該当するものを選択してください。（回答はそれぞれ1つ）

☐ 第1子を含めたすべての子ども

☐ 第2子以降（年齢制限あり）

☐ 未就学児童のうち第2子以降

☐ その他

Q16_2 「副食費の免除範囲の拡大等（保育所）」の対象となる世帯年収について、該当するものを選択してください。（回答はそれぞれ1つ）

☐ 世帯年収360万円以上で独自に設定した水準未満の世帯
（水準： ）

☐ 世帯年収にはよらずすべての世帯

☐ その他

（記載例：公・私立施設について一律〇円に設定）

【回答者条件】

Q1で『2.指定都市』～『4.市町村（上記以外）』 いずれかを選択した
かつ

Q7で『8.副食費の免除範囲の拡大等（幼稚園）』 いずれかを選択した方のみ

Q7で「副食費の免除範囲の拡大等（幼稚園）」とご回答いただいた方にお伺いします。

Q17_1「副食費の免除範囲の拡大等（幼稚園）」の対象となる子どもについて、該当するものを選択してください。（回答はそれぞれ1つ）

- ☐ 第1子を含めたすべての子ども
- ☐ 第2子以降（年齢制限あり）
- ☐ 小学校第3学年修了前児童のうち第2子以降
- ☐ その他

Q17_2「副食費の免除範囲の拡大等（幼稚園）」の対象となる世帯年収について、該当するものを選択してください。（回答はそれぞれ1つ）

- ☐ 世帯年収360万円以上で独自に設定した水準未満の世帯
（水準： ）
- ☐ 世帯年収にはよらずすべての世帯
- ☐ その他 （記載例：公・私立施設について一律〇円に設定）

ここからは、貴自治体における幼児教育・保育の無償化の影響に関するご認識をお伺いします。

【必須】

Q18 国の実施している無償化による、幼児教育・保育サービスの利用人数の増減以外の影響についてお伺いします。影響があると考えられるものについて、該当するものをすべて選択してください。（複数回答可）

- ☐ 延長保育、預かり保育、休日保育等の基本サービス以外を利用する方が増えた
- ☐ 一時預かりやベビーシッター等、1回ごとの利用のサービスについて、その利用回数・頻度が増えた
- ☐ その他（具体的に ）
- ☐ あてはまるものはない

[必須]

Q19 無償化の実施前後での、貴自治体における事務負担の状況の変化についてお伺いします。最も近いものを選択してください。

- ☐ 事務負担が増えた
- ☐ 事務負担がやや増えた
- ☐ 事務負担は変わらない
- ☐ 事務負担はやや減った
- ☐ 事務負担は減った
- ☐ わからない

【回答者条件】

Q19で『1.事務負担が増えた』～『2.事務負担がやや増えた』 いずれかを選択した方のみ

[必須]

Q20 「事務負担が増えた」、「事務負担がやや増えた」と回答された場合、負担が増えたものとして該当するものをすべて選択してください。（複数回答可）

- ☐ 事務に係る作業量・時間（給付事務関連）
- ☐ 事務に係る作業量・時間（上記以外に関する事務関連）
- ☐ 保護者対応に要する時間
- ☐ その他（具体的に ）
- ☐ あてはまるものはない

[必須]

Q21 総じて、幼児教育・保育の無償化を自治体として評価していますか。

- ☐ 非常に評価している
- ☐ やや評価している
- ☐ どちらともいえない
- ☐ あまり評価していない
- ☐ まったく評価していない

[必須]

Q22 無償化の影響・効果として評価できるものを、3つまで選択してください。（最大3つまで、複数回答可）

- ☐ より多くの方が保育・幼児教育を受けられる
- ☐ 保護者の経済負担低減につながる
- ☐ 保護者が、子どもに係る費用を増やせる
- ☐ 子どもを持つことや、より多く持つことを希望する家庭がふえる
- ☐ 基本サービス以外の利用の拡大につながる
- ☐ 保護者が、家庭のライフスタイルや子どもに合った施設を選択しやすくなる
- ☐ その他
- ☐ あてはまるものはない

[必須]

Q23 無償化による課題として感じているものを、3つまで選択してください。（最大3つまで、複数回答可）

- ☐ 行政側の事務負担が大きい
- ☐ 施設側の事務負担が大きい
- ☐ 保護者の子育てに係る経済的負担の軽減をより充実すべき
- ☐ 幼児教育・保育の質の向上を優先すべき
- ☐ 待機児童対策をより優先すべき
- ☐ その他
- ☐ あてはまるものはない

[必須]

Q24_1 国としては、幼児教育・保育の無償化による利用者負担の軽減とともに幼児教育・保育の質の向上に取り組んでいます
が、貴自治体では、幼児教育・保育の質の向上のためにどのような取組をしていますか。該当するものがあれば、全て選
択してください。（それぞれ複数回答可）

あてはまるものはない

その他

幼児教育センター、保育センターの機能強化

幼児教育・保育施設と小学校の連携強化

教諭・保育士のスキルアップ（研修の実施等）

教諭・保育者の処遇改善策の実施（独自加算、家賃

教諭・保育士の配置改善

補助制度等）

現在実施しているもの

→



【回答者条件】
 Q24_1で「1.現在実施しているもの」で『1.教諭・保育士の配置改善』～『6.その他』 いずれかを選択した方のみ

Q24_2 Q24-1で回答いただいた各施策のうち、国の幼児教育・無償化施策の実施後に開始したものを選択してください。（複数回答可）

- あてはまるものはない
- その他「回答：Q24-1-s1-t6」
- 幼児教育センター、保育センターの機能強化
- 幼児教育・保育施設と小学校の連携強化
- 教諭・保育士のスキルアップ（研修の実施等）
- 教諭・保育者の処遇改善策の実施（独自加算、家賃補助制度等）
- 教諭・保育士の配置改善

現在実施しているもののうち、
 国の無償化をきっかけに実施しているもの → ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

ここからは、幼児教育・保育の無償化による保護者の変化についてお伺いします。貴自治体の認識について回答してください。

[必須]

Q25 以下のような項目に関し、保護者からの要望・相談等の頻度や回数に変化はありますか。各項目について一つずつ選択してください。（回答はそれぞれ1つ）

		要望・相談は増えた	要望・相談はやや増えた	特に変化はない	要望・相談はやや減った	要望・相談は減った	わからない
幼児教育・保育施設への入園についての要望・相談	→	☐	☐	☐	☐	☐	☐
無償化の制度・内容についての要望・相談	→	☐	☐	☐	☐	☐	☐
施設で提供する保育・幼児教育の内容についての要望・相談	→	☐	☐	☐	☐	☐	☐
保育・幼児教育施設以外の、子育て関連サービスの利用についての要望・相談	→	☐	☐	☐	☐	☐	☐

[必須]

Q26 自治体の立場からみて、無償化によって各家庭の子育て負担には影響があると感じますか。最も近いものを選択してください。

- ☐ 保護者・家庭の負担軽減になっている
- ☐ どちらかというと保護者・家庭の負担軽減になっている
- ☐ どちらともいえない
- ☐ どちらかというと保護者・家庭の負担増となっている
- ☐ 保護者・家庭の負担増となっている
- ☐ わからない

参考資料 2 ヒアリング結果(自治体別)

【都道府県 A】

基礎情報

- ・ 人口:100～150 万人
- ・ 15 歳未満人口比率:11%
- ・ 無償化施策の数:3 施策
- ・ 質の向上施策:1 施策

1. 幼児教育・保育の無償化に関する施策の内容、施策実施の背景・経緯

- ・ 国基準に対する保育料(0～2 歳児)の独自軽減については県事業として実施している。補助の流れとしては県から市町村に交付金を交付し、市町村から利用者補助という形でありすべての市町村で進めてもらっている。事業開始は令和 3 年 9 月分からである。県の補助に加えて、比較的多くの市町村で上乗せ補助を実施していると認識している。国の無償化は 3～5 歳児であり、支援対象ではない 0～2 歳児の支援も必要という判断に基づいている。
- ・ 令和 6 年度まで事業を継続するロードマップを示している。事業開始後も、政府の動向等も踏まえながら、検討していく。保育サービスについては、基本的に市町村事業であり、提供主体である市町村の理解と協力がなければ実施することができないため、さまざまなレベルで市町村の意見を十分に聞きながら事業の進め方を丁寧に協議したうえで、実施に至った。市町村負担の有無については自由ということを説明しており、もともと市町村としても独自軽減等もあったことがあるので、その流れを踏まえて、自己負担ゼロとなっている市町村も多いのだと考えている。都心部に比べると人口減少も大きな課題であることもあり、子育てに力を入れている市町村も多いのではないかとと思う。
- ・ 認可外保育施設利用者に対する利用料補助も同事業の一つとして、負担軽減に係る支援を行っている。

2. 幼児教育・保育の無償化施策の対象範囲、減免・補助する金額とその設定に関する考え

- ・ 国基準に対する保育料(0～2 歳児)の独自軽減は、所得基準で第 3 階層、第 4 階層の家庭を対象に県として 2 分の 1 の補助を実施している。さらに市町村が独自に上乗せして補助しているケースもある。補助の流れとしては県から市町村に補助し、市町村から利用者補助という形となる。
- ・ 多子等は考慮せず、第 1 子から一律での対応としている。国の無償化も(3 歳児以上は)第 1 子からであり、それに沿う形としている。認可外保育施設等の利用者に対する負担軽減も、国の施策に準じて展開している。そこからさらに上乗せする等は市町村に検討、推進してもらうというのが前提である。
- ・ 認可外保育施設の負担軽減についても、第 3 階層、第 4 階層向けの補助となっている。

3. 施策の効果

- ・ 段階的負担軽減事業による支援を踏まえて実質負担ゼロとしたり、負担軽減の範囲を拡大している市町村もあり、負担軽減・無償化が広がっていく流れにあることから、当面は、現行の市町村支援の制度を継続していく。

4. 施策の実施に関する課題、対処方針

- ・ 運用面でもとくに課題は生じていない。今後も、市町村との丁寧な議論を続けていく。

5. 幼児教育・保育の質向上に関連する施策

- ・ 保育士等のスキルアップ(研修実施)としては、大きく2つ実施している(平常時)。

① 保育研究事業

公開保育研修事業: 県内の保育所等を会場に公開保育を行い、併せて保育内容について評価するための検討会を実施。

保育スーパーバイザー研修事業: 県内外の大学教授等を「スーパーバイザー」として招聘し、県内の保育所から選ばれた保育士を少数に限定・対象として、定期的に保育計画等の個別指導を行う前期・後期・まとめの年3回ゼミナールを開催し、発表の機会を設ける。

② 保育の質の向上のための研修事業

保育の質の向上を図るため、県が保育所の職員等を対象とする研修を実施する。

- ・ いずれも、国の無償化がきっかけではなく、質向上を見据えて比較的以前から取り組んでいる。

【都道府県 B】

基礎情報

- ・ 人口:200～250 万人
- ・ 15 歳未満人口比率:11%
- ・ 無償化施策の数:0 施策
- ・ 質の向上施策:4 施策

1. 幼児教育・保育の質向上に関連する施策

- ・ 質の向上を目指し以下の施策を推進している。

- ① 教諭・保育士の配置改善について、県単独の「未満児保育事業」として、1 歳児おおむね 3 人に対し保育士を 1 人配置するための補助事業を実施している(2歳未満児を3人以上受け入れている私営保育所等において、未満児3人につき保育士1人を配置した場合に必要な人件費を補助)。
- ② 教諭・保育士のスキルアップ(研修の実施等)について、保育現場におけるリーダー的職員に必要な専門性の向上を図るため、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知に基づき「保育士等キャリアアップ研修」を実施している。
- ③ 幼児教育・保育施設と小学校の連携強化について、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の一層の推進等を目的として、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等の保育士や教職員等による合同研修会を実施している。
- ④ 幼児教育センターの機能強化については、施設類型を問わず管内すべての幼児教育施設において非認知能力の育成をはじめとする幼児教育の質の向上を図るため、令和4年度から幼児教育センターを設置し、訪問研修やオンライン講座、各種説明会等を実施している。

【都道府県 C】

基礎情報

- ・ 人口:100～150 万人
- ・ 15 歳未満人口比率:11%
- ・ 無償化施策の数:2 施策
- ・ 質の向上施策:3 施策

1. 幼児教育・保育の質向上に関連する施策

- ・ 県独自の取組として、第3子以降のいるすべての世帯における、3 歳未満児について、世帯年収約 470 万円までの世帯の児童は保育料の全額、それ以外は保育料の 1/2 を補助している。制度の実施にあたっては、保育料の負担軽減を行っている市町に対する補助を行うこととしている。なお、県下の市町には市町独自でさらに補助を追加しているケースもあり、全世帯無償になっている自治体もある。
- ・ 副食費は、これまで保育料に含まれていたため、一部の層は国の無償化施策により逆に実費徴収が必要になった。その分の負荷をカバーするために県独自で補助することになった。所得により第3子以降の副食費の負担を軽減している。
- ・ 多子世帯を対象とする支援策は、国の無償化施策よりも前から実施している。国制度の変遷に伴い、県の制度内容も拡大等をしてきた。

2. 幼児教育・保育の無償化施策の対象範囲、減免・補助する金額とその設定に関する考え

- ・ 県民に対するアンケートなどで、実際の子どもの数と、持ちたかった子どもの数にギャップがあることがわかっている。また、多子世帯は保育料の負担感が強いことを認識していた。そのためとくに多子世帯への支援になるように、保育料と副食費の負担軽減制度を設計した。

3. 施策の効果

- ・ 多子世帯の負担軽減という目的に対する、具体的な効果までは把握できていない。

4. 施策の実施に関する課題、対処方針

- ・ 国の無償化施策の導入により、認可外保育施設利用者への給付費の交付事務が発生したため、その点での事務作業が増えた。また、市町から県、また、保護者から市町への質問も増え、対応の負担は増えた。
- ・ 本件には直接関係ないが、指導監査時等で保育施設等からは、無償化に加え、処遇改善等加算など計算や事務処理に手間がかかる制度が多いため、もう少し使いやすい制度にしてもらえないかという相談を受けることも多い。

5. 幼児教育・保育の質向上に関連する施策

- ・ 子どもの数が減っているなかで、質の担保のためには保育士を確保しなければならず保育施設として負担が大きいという声も聞いている。
- ・ 配置改善は目下行っていない。配置改善の重要性は理解しつつ、大規模に予算が必要になるため、着手しづらい。こういった大規模な施策はぜひ国に主導していただきたい。
- ・ 県として、支援センターを令和3年に設置し、研修を一元的に実施している。県では「人づくり方針」を策定し、そのなかで幼児教育・保育の充実を柱の一つに掲げ、知事部局と教育委員会の連携も強化。支援センターは国公立私立・や施設類型の区別なく、乳幼児期の教育および保育に関する保育者への研修を主に行っており、乳幼児期の教育および保育のさらなる質の向上を図っている。共通研修としては特別支援教育や乳児保育など、ニーズの多いテーマの研修を提供している。
- ・ 保育業務の忙しさや、コロナ禍により、対面での研修に参加しづらいという声が多かったため、対面研修以外にもオンライン研修、アーカイブ動画の配信などを行っており多くの保育士・幼稚園教諭等が積極的に参加しており、保育者の資質能力の向上につながっている。
- ・ 保育業務の忙しさや、コロナ禍により、対面での研修に参加しづらいという声が多かったため、対面研修以外にもオンライン研修、アーカイブ配信などを行っており、好評である。
- ・ 支援センターにはスクールソーシャルワーカー、アドバイザーを数名ずつ配置しており、幼児教育施設・保育施設への訪問支援相談への対応、研修を行っている。研修の受講も活発であり、各園、各教諭・保育士は保育の質を上げることに對しても積極的に取り組んでいる。全国的に保育事故の報道があったこともあり、研修などでも取り上げるが、みな真摯に取り組んでいる。こうした取り組みに報いることができるよう、(国としては)待遇改善をはかってほしい。

【中核市等 A】

基礎情報

- ・ 人口:20～30 万人
 - ・ 15 歳未満人口比率:12%
 - ・ 無償化施策の数:5 施策
 - ・ 質の向上施策:2 施策
1. 幼児教育・保育の無償化に関する施策の内容、施策実施の背景・経緯
 - ・ 令和 2 年度から 0～2 歳への独自の補助をしてきた。来年度以降は、県が主導して 0～2 歳児の無償化(所得制限なし、第二子から)に取り組むことになっており、県が国の標準徴収基準額の 1/4 相当、市町村が 3/4 支出する。当市は 3/4 全額補助することを決めており、他自治体も多くは同様の措置とすると聞いている。
 - ・ 現在独自施策により無償化の対象となっている児童は 700 人程度、来年度からは県施策により 1,500 人程度が対象になる予定。
 2. 幼児教育・保育の無償化施策の対象範囲、減免・補助する金額とその設定に関する考え
 - ・ 世帯年収 550 万円未満の家庭の第 2 子の認可施設利用者の無償化、同条件の認可外施設利用者には利用料補助(42,000 円まで)年収 550 万円未満世帯の副食費軽減(4,500 円まで)を実施している。認可外施設利用者の多くは院内保育施設の利用者である。副食費補助の 4,500 円という金額は、国の示している標準金額、認可外対象の 42,000 円は国の非課税世帯向けの利用料補助の上限額に合わせたものであり、ともにほぼ家庭の支出全額を賄える料金設定になっている。
 - ・ 国の無償化施策により、市の財源が少し浮いたため、この費用を有効に使えないかという事で内容を検討し、予算の範囲でできる階層までの支援策を講じたのが始まり。保育料と給食費はどの園に通っていても一定程度の幅に収まっている(一方、教材などは費用のばらつきが大きい)ため、保育料と給食費に予算を割くことになった。
 - ・ 市として追加の施策でどのようなことをするかを検討する際は、ほかの中核市や、東北地方の都市の施策を参考にしている。(議会でも比較され、質問される)先行して実施する自治体があると、「では、当市もやらなければ」という事になりやすい。ただ、できれば全体として国にやっていただきたい。
 3. 施策の効果
 - ・ コロナもあり、子どもの数が減っているため、明示的に効果を把握することは難しい。施設整備を進めたこともあり、H28 から期初待機児童はゼロ、R2 以降は期中もゼロであり、就園率(保育を利用する児童の数/児童の総数)も R2 が最大であった。

4. 施策の実施に関する課題、対処方針

- ・ 認可外施設利用者への給付手続きに関しては、認可施設利用者と異なり、納税額も含めた個人情報役所側が把握していないため、その把握のための同意書を取り付けたうえで新たな申請書類を出していただくなど、事務手間が多い。

5. 幼児教育・保育の質向上に関連する施策

- ・ 保育士の安定的な確保と定着が質の向上につながるという前提を置き、保育士確保のための施策を複数実施している。
- ・ 独自事業として、入職 3 年までの保育士の処遇を改善した認可保育所、認定こども園に、該当保育士 1 人あたり 5,000 円分まで給与補助を提供している。
- ・ 宿舍借り上げ事業を行っている。
- ・ 独自の奨学金返済補助を行っている。
- ・ 研修事業としては、国の制度を活用して子育て支援研修を行っている。
- ・ 配置基準の独自変更は行っていない。保育士が不足している園もある中で配置基準を変えると、保育士不足の園が開園できなくなる恐れがあるため。独自に加配をしている施設が多くあることもわかっており、配置基準を変えるのではなく、加配に対する補助を行ったほうが良いと考えている。
- ・ 保育士の養成学校もあり、一部は地元で働いているが、関東などに出て行ってしまう人材も多い。また、市内には 100 施設ほど施設があるが、それでも大都会と違って匿名性はないため、市内で(保育士としての)転職はやりづらいようである。
- ・ 市内の保育施設からは、コロナ対策、安全対策、事務などの作業が多く、人手が足りないという声が多く聞かれる。当市でも R4 から国の保育体制補助事業の活用を進めている。

【中核市等 B】

基礎情報

- ・ 人口:30～40 万人
 - ・ 15 歳未満人口比率:14%
 - ・ 無償化施策の数:6 施策
 - ・ 質の向上施策:2 施策
1. 幼児教育・保育の無償化に関する施策の内容、施策実施の背景・経緯
 - ・ 第 2 子保育料無料、3－5 歳児副食費無料としている。また、市内全公立幼稚園で給食実施し、副食費を無料にしている。
 - ・ 認可外保育所利用料の補助 月 64 時間以上の人には市単独で補助金を出している。
 - ・ 【在宅子育て世帯臨時給付金】第 2 子以降の待機児童がいる世帯に対して、待機児童が解消するまでの臨時的な措置として、対象児童 1 人当たり一律月額 1 万円を支給する経済的支援を行っている。
 - ・ 【認可外保育施設等保育料補助金】認可外保育施設等を利用している第 2 子以降の児童を養育する世帯に対して、待機児童が解消するまでの臨時的な措置として、補助金(月額 2 万円限度)を支給する経済的な負担軽減を行っている。待機児童関係なく 月契約している第 2 子以降の認可外利用者には保育料部分のみ月額上限 2 万円を補助している。
 2. 幼児教育・保育の無償化施策の対象範囲、減免・補助する金額とその設定に関する考え
 - ・ 国の無償化施策以前から無償化施策を推進してきた。第 2 子を対象としている理由は、多子世帯の出産・子育てにかかる経済的負担を軽減し、サポートする意図があるためである。
 - ・ もともと保育料無償化をうたっていたので、副食費も保育料の中にまとめていたが、国の無償化がはじまったことで保育料の中の副食費が保護者負担に変わったため、それを市で負担している。
 3. 施策の効果
 - ・ 施策の効果として、現役世代の転入数は目に見えて多い。保育所の利用率が高いことから子どもが増えている可能性がある。
 - ・ 全国から、子育てするなら当市、と来てくれる人がいる。市長の情報発信力が強いので、効果はある。
 - ・ 従来から保育料の負担軽減策を行っていたが、国による無償化施策によりこれまで市として負担していた分の財源が浮き、さらにほかの施策を展開できるようになった。
 4. 施策の実施に関する課題、対処方針
 - ・ もともと第 2 子以降無料だったところ、国の無償化開始時に、国と重ならないように設計し直

す難しさがあった。

- ・ 認可外は国の無償化の対象でも申請しないとお金を返せない制度なので当初 PR に課題があった。市民であれば、ほかの自治体にある認可外を使っても補助対象になるが、申請してもらわないと把握ができなかった。

5. 幼児教育・保育の質向上に関連する施策

- ・ 市単独で保育士確保・定着のための助成制度。定着支援金。最大 7 年で計 160 万円。初年度 3 カ月 10 万円、1 年 20 万、7 年目で 30 万円。
- ・ 宿舍借り上げの助成事業も行っている。
- ・ 保育所の総合サポートセンターを設け、元公立保育園の保育士が、質に関し、利用している保育所や保育の中身に不安を持つ保護者の相談にのる。保育の中身の不安などを聞いて解決したり、園に伝えたり第三者的に調整する。
- ・ 保育士の民間就職フェア、マッチングも実施。現場を見たい保育士希望者向けに、年 1 回 (5 日間) 民間保育所を回るバスツアーも実施。応募者は多い、効果もあると聞いている。
- ・ 配置基準は独自の基準はないが、国の配置基準を上回る場合は補助を出している。

(その他)

- ・ 高校 3 年生まで医療費無償化、中学校給食無償化、公共施設の入場料無料化を行っている。
- ・ 0 歳児の見守り訪問「おむつ定期便」(生後 3 カ月から満 1 歳の誕生日まで、毎月おむつや子育て用品を届ける)を実施している。

【中核市等 C】

基礎情報

- ・ 人口:50 万人以上
- ・ 15 歳未満人口比率:12%
- ・ 無償化施策の数:7 施策
- ・ 質の向上施策:4 施策

1. 幼児教育・保育の無償化に関する施策の内容、施策実施の背景・経緯

- ・ 0～2 歳児に対する独自軽減、国基準以上の多子世帯への保育料減免、新制度対象外の幼稚園利用者への利用料補助、東京都認証保育所利用者への補助、副食費の免除を独自に行っている。

2. 幼児教育・保育の無償化施策の対象範囲、減免・補助する金額とその設定に関する考え

- ・ 国による無償化前から、0～2 歳の保育料も低く設定しており、それを継続している。
- ・ 新制度対象外の幼稚園利用者の補助も、以前から所得制限なしで負担軽減を行っていた。これは無償化を機に制度をスクラップし、金額も 3.1 万円に引き上げた。この金額は当時の平均保育料をもとに設定したものである。
- ・ 副食費は、対象児童と非対象児童を分けて徴収することが施設の負担になる懸念があったため、全園児を対象とした。
- ・ 東京都認証保育所利用者への支援は都が行っているものがあるので、とくに自治体として上乗せはしていない。
- ・ こうした負担軽減の取り組みは無償化以前から行っており、今後も国の施策を見つつ継続していく見込み。

3. 施策の効果

- ・ 家庭の負担を軽減することが第一の目的でありつつ、その先には子どもを増やしたいという狙いがある。ただし、残念ながら子どもは減少している。近隣自治体にも似たようなことをしているところがあるが、そういった制度を設けている自治体に人が流れているかというところというわけでもない。
- ・ 細かい話になるが、無償化により、認証保育所の利用者減少が緩やかになった。待機児童解消の流れにより、認証の利用者数が減り続けており、施設の経営を圧迫する懸念があったが、その傾向が緩和された。利用者にとっては選択の幅を維持できているといえる。

4. 施策の実施に関する課題、対処方針

- ・ 東京都は独自に 1 歳児の配置を 1:5 としているので、当自治体においても同様の施策となっている。

- ・ 保育士確保のための施策としては、国や都の補助に加え、常勤 1 人当たり 1 万円を園に支給している。これは H29 頃からであり、保育士確保のための他の自治体との差別化が狙いである。
 - ・ 保育士の雇用支援費用、就職フェアの参加費、人材派遣会社の費用などを最大 20 万円（50 %補助）まで補助する制度がある。
 - ・ 保育士や幼稚園教諭等の定着と勤務意欲向上を目的に、5・10・15 年…の継続勤務の節目に10万円を支給する制度がある。認可私立保育園以外に幼稚園、認証保育所で勤務する職員も対象としている。最近では保育士確保と定着を考える複数の自治体から問い合わせがある。
 - ・ 保育士のスキルアップ研修も強化してきている。国や都のメニューに加え、「新人向け」、「園長向け」などの研修も用意している。
 - ・ 公立の園長経験者などが巡回支援をしているなかで、園によって質にばらつきがあるということがわかってきた。全体を底上げしていくために私立園・公立園・保護者代表によるワーキングにより質のガイドラインを策定した。従来は公立園、私立園でそれぞれ研修の体系も異なっていた。それぞれ良いところがある（私立園は新しい取組をどんどん進めている、等）ため、その長所を伸ばし、普及させることを狙っている。
 - ・ 質の向上に一番寄与しているのは巡回支援である。最初は自治体の職員が私立園に立ち入ることに対して壁を感じていたが、続けていくことで距離が縮まり、協力体制を組みやすくなった。コロナ期間中に、保健所と各園との間の調整を当課が行ったことで、コミュニケーションが増え、信頼関係もできている。
5. 幼児教育・保育の質向上に関連する施策
- ・ 数十年前から、0 歳児で施設を利用していない児童には、1.3 万円を支給している。当時の経緯は不明だが、ほぼ金額も変動しておらず、制度創設時には平均的なサラリーマンの給与と比較して相当高い金額であり、インパクトのある制度としてとらえられていたと聞いている。

【その他市町村 A】

基礎情報

- ・ 人口:1 万人未満
- ・ 15 歳未満人口比率:12%
- ・ 無償化施策の数:4 施策
- ・ 質の向上施策:3 施策

1. 幼児教育・保育の無償化に関する施策の内容、施策実施の背景・経緯

- ・ 平成 28 年度から独自に全未就学児の保育料を完全無料化している。副食費も無償。
- ・ 延長保育もお迎えが遅れた場合の料金は 11,300 円まで無償。
- ・ 移住先として選んでもらうことを考えた際に、移住者からみたら都市部より所得が下がってしまうことから、生活コスト、子育てコストを下げ、魅力を向上したいという意図で無償化施策が立案された。
- ・ 無償化関連施策は、国による無償化以前から行っていた。また、基本的な保育料の無償化だけでなく、一時保育利用料の減免、こども園の魅力化、保育に係る施設の充実等、子育て環境の魅力向上は平成 27 年頃からとくに強化してきた。
- ・ 国の無償化を待たず、国の開始 1 年半前頃に、独自無償化を開始。国の無償化後は、国分以外の費用の負担を町が行っている。
- ・ 移住施策とも絡め、都市から移住してもらうには所得の差を埋める施策が必要と考えており、子育て世代については子育て支援策で埋められるのではないかと考えた。
- ・ 背景として、H27.10 に第 2 期人口ビジョン総合戦略を策定し、地方創生施策を町ぐるみですすめている。
- ・ 昭和 30 年代に 13,000 人だった人口が、平成 27 年度に 5,000 人を下回り、人口問題研究所調査で消滅する街に載ってしまったことで危機感を感じ、目標の一つに「子育てと教育の充実した町」を掲げ、現在も継続している。
- ・ 全年齢を対象として育ちや教育を取り巻く環境を充実させていく方針であるため、乳幼児期以外の学童期までの育ちや学びを充実させる施策（自然を生かした教育、スポーツなどの分野における外部講師の活用、英語教育助手の配置強化など）も充実させている。

2. 幼児教育・保育の無償化施策の対象範囲、減免・補助する金額とその設定に関する考え

- ・ 保育料は、すべての家庭への負担軽減による町の魅力向上を狙いとしているため、全員を対象としている。
- ・ 延長保育に対しても上限を設定して減免措置を行っているが、フルに延長保育を利用してもほぼ自己負担がない程度の金額設定にしている。
- ・ 入園した子と入園していない子どもの差が生じないように、入園前の子（一時預かり等）も支援策利用時は減免している。

- ・ もともと保育所だった園を、H27 年度に幼保連携型認定こども園化。町内にはほかに保育所や幼稚園はない。
- ・ 働いていない母親は少なく、1 号認定は 10 名程度、3 歳未満児も高い入園率である。
- ・ 全年齢を対象として育ちや教育を取り巻く環境を充実させていく方針であるため、乳幼児期以外の学童期までの育ちや学びを充実させる施策（自然を生かした教育、スポーツなどの分野における外部講師の活用、英語教育助手の配置強化など）も充実させている。

3. 施策の効果

- ・ 独自の無償化施策等により、移住者の増加、子どもの数の回復がみられた。これは、無償化施策単体＝乳幼児期の経済的負担軽減のみならず、幼児期から高校までの一貫した教育環境を整備するための施策などを一体的に行った成果と捉えている。

4. 施策の実施に関する課題、対処方針

- ・ （無償化が引き起こしている課題ではないが）無償化をはじめとし、さまざまな保育、子育て関連支援策を行っているなかでも、地方都市には実現しづらいことがある点に課題を感じている。例えば、病児保育は安心して預けられる専門医が近隣におらず、実施できていない。
- ・ 未満児入園率が高いと、人数に見合う保育教諭の採用配置が必要だが人材確保が難しい。

5. 幼児教育・保育の質向上に関連する施策

- ・ 職員の働き方改革もすすめている。年休平均取得は 17 日。また、保育のなかでも、質の向上のためノンコンタクトタイムを重視し、子どもから離れる時間をつくっている。
- ・ 保育システムの導入も進み、事務の時間も削減。
- ・ 会計年度任用職員に「地域おこし協力隊」を 3 人受け入れており、「こども園の魅力向上」に携わってもらっている。さまざまな企画をしてもらっている。こうした新しい取り組みによって保育内容がさらに充実し、質の向上が進んでいる。

（その他）

- ・ 幼保連携型認定こども園は、教育委員会所管のため、小学校との連携がしやすい。「子育てと教育を重視」する考え方をしている。
- ・ H26.12 に、子ども教育ビジョンを策定し、コミュニティ・スクールのとりくみ（幼児～高校まで一貫性のある教育づくり、地域ぐるみで子どもの育ちに係る仕組みづくり）を開始した。
- ・ 修学旅行の費用は、高校まで半額程度を助成している。専門家と連携し、子どもの探求心を育てる取り組みやさまざまな体験活動の実施（スポーツ、農業、地域産業、情報教育、外国語教育など）もしている。

【その他市町村 B】

基礎情報

- ・ 人口:1~3 万人
- ・ 15 歳未満人口比率:10%
- ・ 無償化施策の数:4 施策
- ・ 質の向上施策:2 施策

1. 幼児教育・保育の無償化に関する施策の内容、施策実施の背景・経緯

- ・ 0 歳児からすべての児童に対し保育料、副食費を無償化している。
- ### 2. 幼児教育・保育の無償化施策の対象範囲、減免・補助する金額とその設定に関する考え
- ・ 従来から、子育て世帯への支援には力を入れてきた。もともと企業城下町であり、女性の就労率が高い。一年程度の育休をとって復職する人が多く、核家族化が進む中で保育ニーズも高まっており、就園率(保育を利用する児童の数/児童の総数)が上昇している。
 - ・ 新制度導入後、保育料を半分弱補助するようになった。県にも「すこやか子育て支援事業」という独自の支援制度があるが、この制度は所得制限がある。
 - ・ 無償化を機に、独自に 0~2 歳も無償化にすることになった。国による無償化が通知された時に計算してみたところ、これまで市が持ち出していた金額と比較して、市の負担分がある程度(5,000 万円程度)減ることがわかり、それを市長に報告しつつ、その枠を使ってほかの年齢にも無償化を拡大しようという検討をし、実現した。その時に試算とロジックづくりをしていなかったら、実現は難しかったと思われる(議会を通しづらくなっていたと感じる。)
 - ・ 従来から主食は持参してもらっているため、副食費を無償化した。もともと県の制度で副食費は 1/2 県補助、1/2 市補助になっていた。国の無償化により、児童によって一部は無償、一部は従来どおり県 & 市で補助、と計算が複雑になってしまったこともあり、国の無償化により浮いた予算で全年齢無償にした。

3. 施策の効果

- ・ 就園率(保育を利用する児童の数/児童の総数)が上昇している。

4. 施策の実施に関する課題、対処方針

- ・ 各施策は確実に保護者の負担軽減にはなっているが、施策を開始してしばらくすると、「無償で当たり前」という受け取られ方をするようになる。結果的に、他の子ども関連の費用もすべて無償化してほしいと望まれるようになり、どのように受け止めてもらうのが難しい。
- ・ 無償化制度が始まった当時、施設運営者からは、保育利用希望者が急増して質が下がることを懸念する声が上がっていた。実際は、就園率(保育を利用する児童の数/児童の総数)の上昇は見られたものの、児童の総数が減ったので懸念していたような事態にはならなかつ

た。

- ・ 無償化施策導入時に、施設にとっても市にとっても事務手続き上は苦労しないよう制度を設計した。

5. 幼児教育・保育の質向上に関連する施策

- ・ 質の向上策として教育アドバイザーの配置事業を取り入れている。県が教育・保育アドバイザー制度を実施している。市でも専門家に園を巡回してもらい、指導だけでなく悩みの相談なども受けてもらっている。障害児対応に関する悩みなどが多いと聞いている。必要に応じてその場でアドバイスをしたり、支援学校の教諭など外部の人につないだり、県のアドバイザーにつないだり、といった柔軟な対応をしている。1 カ月に 1 回程度各園を回っていただきたいところだが、コロナでそこまでの回数は回れていないところが悩みである。
- ・ コロナ禍でなかなか園外研修に行けないという声も聞いている。（そのため巡回指導が生きる）
- ・ （※質の確保のためのインフラの維持の文脈で）当地域では数年間に数園が閉園した。閉園したくても土地変換などがハードルとなり、閉園できないケースもある。子どもの数の減少に向き合っていく施策がないと、インフラ側（施設側）が傾いてしまう。プラス方向ではない施策には予算もつけづらく、大きな課題として認識している。

（その他）

- ・ 保育料無償化は、「子ども伴奏（伴走）プロジェクト」の一部でもあり、同プロジェクトのなかでは他にも、高校生までの医療費無料、ネウボラ、高等教育機関との連携、奨学金返還助成制度、なども実施している。
- ・ 子ども子育て支援計画に関するアンケートを行った中で、無償化施策はありがたいという市民の声も届いている。地元企業、市長がよく連携しており、域外からの移住者増加の成果も出ている。子育て世帯だけでなく、働く場所、住む場所としての魅力を高め、若者福祉を強化していこうという方針で動いている。

【その他市町村 C】

基礎情報

- ・ 人口:40～50 万人
 - ・ 15 歳未満人口比率:11%
 - ・ 無償化施策の数:3 施策
 - ・ 質の向上施策:4 施策
1. 幼児教育・保育の無償化に関する施策の内容、施策実施の背景・経緯
 - ・ 国基準に対する保育料(0～2 歳)の独自軽減、国基準以上の多子世帯への保育料減免、認可外保育施設通園者(0～2 歳児)に対する利用料補助を実施。
 2. 幼児教育・保育の無償化施策の対象範囲、減免・補助する金額とその設定に関する考え
 - ・ 各取組は国の無償化を契機としたものではなく、以前から取り組んでいた内容を継続している。
 - ・ 0～2 歳の保育料独自軽減は国基準に対して 80%超と高めの設定となっているが、これは以前から手厚く補助していたことが継続されているものである(平成 19 年に設けており、原則据え置き)
 - ・ 第 3 子無償化の範囲の拡大は平成 28 年度から、認可外保育施設通園者(0～2 歳児)に対する利用料補助平成 27 年度から実施。
 - ・ 背景としては、平成 27 年閣議決定の少子化対策大綱を受けて始めたもの。少子化対策という観点で検討、開始。
 - ・ 多子世帯の保育料減免においては、所得制限などはとくに設けていない。認可外(0～2 歳)の利用料補助は基本的に、認可に入れる家庭で入れてない方を対象としている。本件の対象人数は令和 3 年度で延べ 55 人となっており、全体のなかでは多くはない。
 3. 施策の効果
 - ・ 少子化対策として考えると一概に効果を言うことは難しい。
 4. 施策の実施に関する課題、対処方針
 - ・ 第 3 子無償化で対象拡大している部分については、対象範囲から外れている方からの問い合わせが多く、負担が増えるという声がある点などは課題とは考えている。
 5. 幼児教育・保育の質向上に関連する施策
 - ・ 保育の質向上に関連する取組は、施設向けの支援が中心。保育士確保における採用、継続雇用に関するものと保育士の配置に関するものを、県や国の補助金を活用しつつ市独自に補助するなどして実施。

- ・ 保育士確保の、根幹は独自手当。独自手当は保育士などに対して月額 4 万 8 千円から 7 万 8 千円を上乗せして支払っている(48,000 円からスタート)。財源としては県の補助(1 万円強)に市が独自に上乗せして補助。手当の対象となるは認可保育所、認定こども園、小規模保育施設といった施設。
- ・ このほか、就職支援貸付金という制度も設けている。祝い金のような形で 10 万円貸付、2 年間継続勤務すると返済不要となるものである。また、奨学金を借りている保育士に対しては、令和 2 年 4 月から返済支援事業として、新卒から上限 1 万円/月、5 年を期限として返済支援を行っている(上限 90 万円)。
- ・ 一人暮らしの方に対しては、国の家賃支援に加えて市の家賃支援 3 万円を追加している。
- ・ 保育士の処遇を安定させることで、入職促進を図り、継続的に働いてもらうことで質の確保にもつながると考えている。結果として人材不足で定員まで利用者を受け入れられないという施設はない。市内の施設は設定した上限まで利用を受け入れられるという状況となっている。
- ・ 施設向け、保育士の処遇面以外の取組としては、小規模保育施設等に対して、年 3 回利用支援コンシェルジュを派遣している。市では保育の質ガイドラインも策定しており、それを基にした助言等を行っている。巡回指導等以外では、保育課主催の研修会も実施している。公立以外も含めた施設を対象に案内を流している。近時は、Zoom や動画配信方式で実施している。

(その他)

- ・ 保育関連の取組としては、子育て LINE で保育の案内等をしている。

※本調査研究は、内閣府令和 4 年度子ども・子育て支援調査研究事業として実施したものです。

内閣府 令和 4 年度子ども・子育て支援調査研究事業

**幼児教育・保育の無償化の効果等の把握に関する調査研究
報告書**

令和 5 年 3 月

株式会社日本総合研究所

〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-18-1 大崎フォレストビルディング

TEL: 080-2302-7799 FAX: 03-6833-9480